

令和3年第4回美祢市議会定例会会議録（その2）

令和3年12月1日（水曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	高木法生
13番	三好睦子	14番	荒山光広
15番	山中佳子	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主査	篠田真理		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	田辺剛
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	志賀雅彦
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	末岡竜夫
上下水道局長	白井栄次	病院事業局 管理部長	安村芳武
消防長	松永潤		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

- 1 岡山隆
- 2 田原義寛

3 荒 山 光 広

4 坪 井 康 男

5 猶 野 智 和

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時13分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第2号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、三好睦子議員、荒山光広議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○11番（岡山 隆君） 皆さん、おはようございます。

今、一般質問を行う前に、この議場の電源が落ちまして、少し遅くなりました。

こういったところで、新庁舎がこの旧——今の議場も60年前に——以上前に建設をして、やっぱりあちこち老朽化してるなど。新庁舎が2年後には建設されますけれども、時期的には、いいときに本庁舎の——新本庁舎の建設が始まるかなと、本当にありがたく思っております。

ということで、9月議会に引き続きまして、12月議会一般質問におきましても1番目の登壇者となりました。今まで、会期ごとに一般質問を欠かさず行わせていただきましたが、一般質問における一番最初の登壇ということで、いつも緊張しております。この緊張感をなくさないように、最後まで頑張ってまいりたいと思いますので、どうか、皆さんよろしく願いいたします。

それでは、最初の質問についてであります。

最初の質問は、コロナ禍や円安で疲弊する畜産農家等の支援策について、お伺いします。

急激な円安による輸入飼料の高騰によって、再び畜産農家等が危機に迫っており

ます。

特に、牛の主食である乾燥牧草は、飼料の9割が輸入となっており、通常1キロ50円、現在、この50円が1キロ60円になっております。1キロあたり10円の上昇であります。

ある酪農農家では、1日に与える牛の牧草は600キログラム——1日ですね。これ、大体60頭程度ぐらいであると。1日に6,000円の値上がりとなって、月でいえば18万円値上がりとなり、年間では約220万円の飼料価格高騰となっております。

配合飼料価格は、農家の出資で安定基金が適用されており、価格に大きな変動はないものの、やっぱり乾燥牧草に関しては、美東地域における岩波営農法人から乾燥牧草を仕入れていますけれども、それでも1割程度なんです。9割が輸入牧草となっており、和牛農家は——また、和牛農家ですね。これは、豊田前地域で新規に、畜産農家として新規に参入し、順調に経営がなりつつあるところに、コロナ禍における和牛価格の下落並びに乾燥牧草の高騰で、非常に二重苦となっている現状があります。

自公連立政権においては、畜産・酪農・果樹農家らから現状を現場に行き行って聞いて、原油高で餌代などのコストが上がる一方、牛乳の販売価格は変わらず、我慢の限界に来ていると訴えを聞いておられます。

こうした現場の声を生かし、具体的措置を今後盛り込んでいくと、このように語っております。

ということで、畜産農家等は、円安で飼料や燃料価格が高騰して経営が逼迫しているところで、こういったところの支援策について、まずお伺いいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 岡山議員のコロナ禍や円安で疲弊する畜産農家等の支援策についての御質問にお答えをいたします。

畜産農家等は、円安で飼料や燃料価格が高騰し経営が逼迫しているが、その支援策についてであります。

議員御承知のとおり、昨年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う牛肉需要の減少により、枝肉価格・子牛販売価格が下落をいたしました。現在では、一定の持ち直しを見ております。

このとき、農水省においては、経営継続として、肉用子牛の価格下落を受けた繁殖農家向けの奨励金として、肉用子牛生産の奨励金により支援策を講じられたところでございます。

市の単独事業といたしましては、営農継続のために必要な緊急または適期に作業を支援する営農継続支援補助金を設けたところでございます。

また、現在、原油高で営農用の燃油や石油製品を原料とする生産資材などの値上げが相次いでおり、加えて、肥料やトウモロコシ、牧草などの飼料も国際相場の高騰により、飼料価格の高止まり状態が続いている状況にあります。

このような状況を想定し、農水省においては、配合飼料価格安定制度を設けており、これにつきましては、加入生産者等から積立金を徴収し、それを財源の一部として配合飼料の値上がりがあった場合には補填金を交付し、配合飼料の値上がりにより受ける加入生産者の畜産経営への影響を緩和する制度でありますので、これをぜひとも御活用いただければというふうに考えております。

本市においては、JA畜産部会に対し、繁殖成績のデータを一元管理するため、ICT機器を導入するとともに、今年度においては、畜産経営の安定と生産基盤の強化を図るため、地域の生産者や関係者が一体となって牛の個体情報を集約・管理するクラウドシステムや健康監視システムを実装し、飼養管理の労力低減、あるいは子牛の生産向上を実現する事業を行っております。

今後の支援といたしましては、地域内での飼料作物の生産拡大の可能性の検討と、自家による粗飼料自給割合を高めていく必要があると考えております。

特に、飼料作物の生産拡大については、地域内生産需要の増加に応えられるよう、耕種農家に対して、飼料作物の生産拡大に協力していただけるよう、地域の生産者や美祢地域集落農業法人協議会など関係団体で組織する協議会を通じ、畜産農家と耕種農家の連携強化に努めてまいります。

加えて、飼料作物の生産については、農作業受託者協議会などの組織等を活用し、高齢化による労働力不足が見込まれる地域に対し、収穫作業の支援などを行うなど、畜産農家への飼料作物の安定供給に取り組んでまいります。

いずれにしましても、先ほど申し上げたような肥料や飼料の価格高騰という事態は一過性ではなく、一度収まってもまた起きる可能性がありますので、JA山口県美祢畜産部会とも協議しながら、畜産農家の飼料調達構造の転換など、今後、協議を

進めてまいりたいと考えております。

繰り返しとなりますが、畜産農家から耕種農家への良質堆肥の安定供給や、耕種農家における飼料作物の生産拡大など、耕畜連携の取組を一層強化してまいります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 畜産農家に対しまして、いろいろ手を打っておられるということも理解はしております。

営農継続補助金等も行っているということでもありますけれども、今後、私は、円安が続く可能性が非常に高いなど。というのは、日本における人口が、これから少しずつ減少して、国勢調査においても人口が減ってきているということが——0.7%ですかね。だから、そういう意味においては、非常に国における人口減少で力が失われていく。それによって経済活動が低迷することによって、ますます円安傾向になっていくということも言われております。

いかに国力を強くするかということが大事なんでしょうけれども、いずれにしても、こういった畜産農家に対して、今、営農継続補助金もありますけれども、もう今、美東の営農も乾燥牧草をつくっているけれども、そういったところは、まだまだ占めているのは1割程度です。ほとんど、この輸入で乾燥牧草を入れなくちゃ、和牛農家、また酪農農家というものが成り立たないわけですね。

だから、そういった面において、今後、国がそういった対応策をするまで、美祢市として何らかの助成していく方法があるのかどうか。そのところを、今本当に大変な状況ですので、国が行う前に市として対応策をしっかりと行っていく。

今回、牛乳の売上げが減っているわけじゃないです。それと同程度と同じぐらいに——以上に、牛乳価格は変わらんけれども飼料価格が上がったということで、ある面では似ているところはあります。

だから実際、美祢市にあっても、この1年間、理容・美容とか、売上げ30%下がったときには支援策をされておりますけれども、角度は違いますけれども、本当に苦しんでおられる、そういった畜産農家に対する支援策というのは、国が方針を打ち出すまで待つのか、それとも市として何らかの形で手を打っていくのか、この辺について再質問いたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

まずは、飼料作物——飼料作物等の価格高騰の対応策についてでございます。

先ほど、西田部長が答弁しましたように、まずは、JA山口県美祢畜産部会とも十分その辺りの状況を十分把握しながら、対応策を打ってまいりたいと思っております。財源につきましても、今後国のほうからコロナの交付金等が示されますので、この協議次第、すぐ対応策が打てるものであれば、打ちたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） この辺については、今言われたように臨時地方交付金、こういったところが、今後しっかりと自治体に与えられたら、何らかの形で支援策を施していただきたいなと思っておりますけれども、具体的には難しいですね。なければいいです。

それで、そういった形で、そういったところを国から入ってきたならば——臨時交付金が入ってきたならば、しっかりと、この営農・酪農——酪農関係ですね、畜産関係にしっかりと対応策をしていただきたいと、このように思っております。

次の質問ですけれども、急激な円安、ガソリン・灯油価格の高騰に拍車をかけていることは皆さんも御存じであります。

美祢観光開発株式会社、おふく道の駅、第三セクターにおけるかけ流し温泉部門においては、灯油価格の高騰に伴い経費が上昇し、事業収益収支の悪化が見込まれます。

さらに、市が管理する宇部サンド温水プールにおける灯油経費も上昇が見込まれ、また、カルストクリーンセンターにおけるRDFにするための生活ごみ乾燥への灯油やカルストの湯、景清トロン温泉等々、収入手数料に対して灯油価格の上昇に伴って経営が逼迫することが考えられます。

さらに、民間ですけれども、新規就農のイチゴ生産農家においても、冬場における灯油の燃料費が20%上昇し、経営逼迫に陥ると言われています。ということで、キュウリ農家は、灯油高騰のために収益が見込まれないということで、生産を中止しているとも伺っています。

灯油価格の高騰に伴い、市が管理する関連事業には対応されますけれども、民間

の新規就農の就農者に対しては、自助努力するのが当たり前であると突き放すようでは、今後、新規就農者の進出拡大は見込まれません。

こうした畜産農家以外の新規のイチゴ農家とかいろいろありますけれども、こういった支援策についてどのようなお考えなのでしょうか、お伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） ただいまの畜産農家以外への支援策についてであります。

議員御指摘のとおり、畜産農家以外でも新型コロナウイルスや円安をめぐり、深刻な需要減少や人手不足、輸入資材費等の高騰など課題に直面しております。

このような状況が、規模の大小を問わず農家の経営を圧迫しておりますので、まずは、直面する新型コロナウイルスの関係ですが、これへの対応が不可欠であると考えておまして、この状況を速やかに解消し、生産基盤・経営の安定を図っていくことが必要であると考えております。

コロナ禍のお話ですけども、コロナ禍で疲弊する畜産農家以外への支援策といたしましては、令和2年度以降、農業者等が新型コロナウイルスに感染した場合、営農継続のために必要な緊急または適期の作業を支援する、先ほど申し上げました市単独事業の営農継続支援補助金、また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している花き・野菜類等の園芸作物の生産者に対し、次期作に向けて必要となる生産経費の一部を補助し、今後の生産の継続・拡大を図るための花き・野菜等経営持続支援補助金、また、3密回避などコロナ対策に取り組み、新たに発生する人手不足に対応するため、省人化につながるスマート農機の――農機等を導入する中核経営体を支援する、コロナに負けない農業経営実践加速化事業に取り組んだところでございます。

続いて、円安、原油高で疲弊する畜産農家以外への支援策といたしましては、農水省において経営所得安定対策として、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金――農水省ではゲタ対策と呼んでおりますが、このゲタ対策と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策――こちらのほうはナラシ対策というふうに呼ばれておりますが、このナラシ対策。また、平成31年から全ての農作物に対して、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する収入保険制度が開始をされてお

ます。

今後については、冒頭申し上げましたように、コロナ禍や円安、原油高をめぐり、深刻な需要減少や人手不足などの課題に直面しており、規模の大小を問わず農家の経営を圧迫しておりますので、国、あるいは県の動向をしっかりと注視しながら、これらの課題に対応する支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） いろいろ各個人の農業者に対しては、それなりの支援策を施しておられるとは思いますが、

が、しかし、現実はいろいろ、そういう——実際にイチゴ農家とかキュウリ農家とか、いろいろ果物農家、そういったところの方々というのは、なかなかその辺の恩恵を感じられておられないかなということ、いろいろお話をお聞きしている中では感じるどころです。

今後ですね、実際、今回、さっき言ったキュウリ農家、またイチゴ農家、今回、高騰で——原油の高騰で経費が上がって、もう売上げが当然下がってくるわけですよ。だから、そういった下がったところに——売上げが下がったところの農業者に対しては、例えば、理容・美容組合で売上げが下がったと同じように、市としても支援金を給付していく。そういった、来年度でも、結果、収支がちゃんと分かった場合に30%減であれば、市としても、その対応策をされるというか、されないのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 農業者支援といたしましては、一定の補助金、支援金という形で交付する場合と、損失に対しての補償をするという考え方があろうかと思えます。

この中で、先ほど答弁をいたしました、国のほうの制度となりますが、畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策と先ほど言いましたが、こちらであったりとか、例えば、収入保険制度、31年から非常に有効な制度だというふうに考えておりますが、先ほど言ったように、自然災害を受けたとか、市場価格が下がったとか、取引先が倒産したとか、いろんな条件があろうかと思えますが、こちらのほうが基準収入の——基準収入を下回った場合は、その9割までが最高値になりますが、そ

の差額の9割までが保償されるという制度、これが31年度から設けられました。こちらのほうの積極的な加入ということ、ぜひお勧めしたいというふうに思っております。

こちらのほうにつきまして、JAあるいは県農林事務所とも連携しながら、加入促進という形で農業者の方にもお話をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

いずれにしても、こういった農業者に対して収入保険制度、それに入っている、こういった余裕のある農家であれば、特にこれ、規模が大きい梨とかいろいろそういったところは、この収入保険制度に入られますけれども、起業したばかりでなかなか——ところのものは、こういったところにおいてはお願いはしていかなくならないけれども、入る余裕がないというのが私は現状じゃないかと、このように思っております。

そういったところで、もし、被害を受けた、売上げが下がった場合には9割を補填するということですから、しっかりとその辺については、リスクも高い畜産——何て言いますか、野菜、また果物——果樹農家でありますので、そういったところを、今後しっかりと進めていっていただきたいと、このように思っております。

それでは、次の質問に、2番目の質問に移ってまいりたいと思います。

地域おこし協力隊受入れ実績及び今後の計画について質問します。

地域おこし協力隊は、2009年より実施されており、隊員数89名、31団体で始まり、2020年度においては隊員数6,525人、1,065自治体まで拡大しております。

本市においても、地域おこし協力隊受入れにより、伝統文化や特産品の活性化、地域の魅力情報発信、移住推進に取り組まれたと思っております。

美東赤郷地域における地域おこし協力隊においては、3年間着任し、地域の情報発信や地域デマンドバス運行などに貢献されましたが、その人材の定住については、残念ながら実現しませんでした。

美祢市において、地域おこし協力隊の着任者は、現在まで何人の方が着任され、

何人の方が美祢市に定住されたのか、本市受入れ地域おこし協力隊の成果と課題についてお伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の地域おこし協力隊受入れ実績及び今後の計画の御質問にお答えいたします。

最初に、地域おこし協力隊の成果と課題についてでございます。

地域おこし協力隊は、都市部の人材が最大3年間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行い、活動期間終了後もその地域への定住・定着を図る取組でございます。

本市では、地域の魅力を発掘し発信する隊員であることから、地域おこし協力隊を、親しみを込めまして「美祢魅力発掘隊」と呼んでおります。

平成28年4月に最初の隊員が着任して以降、これまで12人が本市での地域協力活動に従事しており、本年11月15日現在9名の隊員が活動しております。

さらに、現在、市内商工業の振興のため、IT事業、ウェブ事業や販路開拓支援を行う地域商社事業の分野において、ビジネスマッチング等の支援活動、就労支援活動や創業・事業継承の支援に従事していただく新たな隊員を募集しているところでございます。

現在、活動している9名の隊員は、それぞれ活動開始時期は異なりますが、全隊員3年間の期間の予定で活動しております。

活動の期間——隊員の活動内容は、地域活動支援型として、秋芳町別府地区における地域課題の解決に向け従事する隊員が1名、伊佐町堀越地区における地域課題解決の支援及びJR美祢線の利用促進活動に従事する隊員として3名が従事しております。

その活動内容の一部、一例を紹介しますと、別府地区の隊員は、新たな特産品として別府弁天池の水を使用した和菓子である琥珀糖の商品化に携わっているほか、本年8月から稼働しております堀越地区の隊員は、吉本興業所属の美祢市住みます芸人として、堀越地区での活動のみならず、テレビ、ラジオ番組の出演、さらには、自ら動画を撮影、編集したユーチューブやツイッターなどのSNSを有効に活用し、芸人ならではの視点から、広く本市の魅力や活動内容を発信しているところでござ

います。

次に、行政支援型として、本年4月から着任した隊員2名のうち1名は、市内の中学生向けの市公設塾minetoの立ち上げに従事しており、8月以降新たに公設塾スタッフとして加わった3名の隊員とともに公設塾の運営に、もう1名は、Mine秋吉台ジオパークセンター「カルスター」を拠点に、世界ジオパーク推進課の職員とともにMine秋吉台ジオパーク活動の推進業務に従事しております。

次に、現在までに活動終了した隊員の成果であります。主なものを申し上げますと、赤郷地区で活動した隊員につきましては、地域の将来計画である赤郷夢プランの策定に携わったほか、交通弱者対策である赤郷コミュニティバスの運行開始に向けた支援を行うなど、現在の赤郷地区における各種活動の礎になったものと評価しております。

また、その他2名に関しましても、それぞれの特性を生かし、活動地域において一定の成果があったものと認識しております。

なお、この3名のうち2名は、本人や御家族の意向により市外に転出されましたが、1名は引き続き市内にお住まいであります。

市といたしましては、引き続き、活動期間終了後の定住に向けた支援を積極的に推進し、1人でも多くの隊員の定住につなげていきたいと考えております。

また、今後の新たな隊員の受入れにつきましては、受入れを希望される地域から相談等がありましたら、地域おこし協力隊の取組は、外部人材の活用の選択肢の1つでありますことから、受入れに向け調整をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

今、MYTでも、このたびの美祢の地域おこし協力隊、こういった方々が具体的にどのように活動をされているか、その辺についてはMYT拝聴して、よく頑張っているなどは感じております。

美東の今までおられた方についても、コミュニティバスの運行とか、本当に、赤郷地域が非常に元気になってきた。その辺は、すごく私も感じております。

そういう面で、今後、そういった方々が、今、具体的に金銭面じゃなくて――何

て言いますかね、地域が本当に元気になって、新たに自分たちの美祢で生きていって喜びを感じられる。そういったところを、今後もしっかりと自分のところの住んでいる価値というものを改めて認識していただくことも、非常に大きな成果と思っておりますので、今後ともそういった点については、よろしく願いいたします。

それと、次なんですけど、地域おこし協力隊の方が、最大3年間で地域の魅力発信と同時に起業して——この美祢市で起業して定住していく熱意のある人を受け入れていくことが求められております。

国が隊員の給与や活動費として1人年間470万円を上限に財政負担をされており、地方交付税措置にて美祢市からの財政負担はありません。

国は、2024年の隊員数をさらに増やして8,000人にすることを目指していますので、本市もさらに受入れ強化をしなければなりません。

近年、畜産関係やイチゴ農家、古民家カフェ、野菜栽培等、40から50歳前後の若い人たちが起業して、美祢市で定住して頑張っておられます。地域おこし協力隊の受入れは、現在まで、今言われたあれですけれども、定住者が今のところ、今1人が住んでおられるということでありましてけれども、なかなか全員っちゅうわけにいきませんけれども、そこに、何か定住していただくものが私は必要ではないかと、このように思っております。

今後、特産品の活性化、地域の魅力の情報発信、協力隊の定住政策への推進について、お伺いいたします。よろしく願いします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 岡山議員の御質問にお答えします。

特産品の活性化、地域の魅力の情報発信、協力隊員任期満了後の定住の推進についての御質問にお答えします。

最初に、美祢魅力発掘隊の活動を通じた特産品の活性化についてであります。

さきの答弁と重複しますが、別府弁天池の水を使用した琥珀糖が商品化され、別府弁天池の特産品の1つとなったところであります。隊員は、引き続き、その地域の特性に応じた商品の開発、そして、販売促進に努めていくこととなっております。

次に、地域の魅力の情報発信につきましては、隊員自ら動画を撮影し編集し、ユーチューブへ掲載やSNSを活用するなど、積極的に地域の魅力や隊員の活動内容を発信しているところであります。

最後に、協力隊員任期満了後の定住の推進についてであります。

美祢魅力発掘隊として地域支援に従事する隊員の場合、一定期間地域に居住し、地域おこし支援を行うため、地域での受入れ母体となる地域団体の存在が不可欠であることから、隊員のフォローアップのため、市と地域団体が連携を密にすることが重要と考えます。

美祢魅力発掘隊の目的の1つは、活動期間終了後、その地域への定住・定着を図ることです。ことから、活動期間終了の定住に向けた支援、及び隊員に対し起業・事業化に向けた研修への参加を積極的に推進し、隊員の定住につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

美祢魅力発掘隊について、今後、結構たくさんの方が十数人、もう今まで来られていますし、今後も増える。もう、しっかりと私は、今後、美祢市にせめて大目標として半分の方が美祢市に定住していただくようになれば、すごく、なかなか、目標達成つちゅう意味じゃないですけども、定住することによって——定住されることによって、美祢市の魅力はさらに充実していくことと思っております。

それで、そういった方が来られまして、美祢魅力発掘隊が来て3年間でもおられて、そして、地元で起業して定住されれば一番いいことなんですけど、そういった方が必ず定住していただけるように、今までは470万円プラス住宅も一応確保されている。条件、非常にいいわけですよ。そうしたら、一応、3年で卒業したら、一応、住むところは今度はお金払わなくちゃならないし、470万円もないし、起業でなりわいを起こしていかなくちゃならない。

そういった面で、そういった方にしっかりと定住しやすいような支援策として、やっぱり、住宅をちゃんと水洗トイレ付の住宅をきちっと用意して、美祢市に今後、必ず5年間ぐらいは絶対いますよとなれば、1年間ぐらいはそういう住宅を——一応、1年間は無償で5年間は住んでいただくと。そういった対応策もきちっとしていくことができるし、先ほどもちょっと言われましたけど、定住していくように、その地域の中心者、人物のいい方が、その地域——地域おこし協力隊、美祢魅力発掘隊の方に常に寄り添っていく、こういった方をしっかりと、さっきの研修とかあ

りましたけれども、そういった方を中心に1人、あと2人ぐらい、常にいろいろ相談して美祢市に住みよくなるような、こういった対応策というものが、住宅と、そしてそれに寄り添う人が3人ぐらい常におることが大事。孤立に——孤独になっちゃいけませんので、そういったところの対応策についてどう深めていくか、これについてお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃったように、転入してきた隊員が活動期間終了後も居住するには、地域の皆様の思いと地域の皆様とのコミュニケーションが、定住の一番のポイントになると考えております。

これにつきましては、本当に、堀越地区・赤郷地区・別府地区、本当に地域の皆様に御協力いただき、隊員も本当に満足しているようでございます。

市といたしましても、隊員の定住の一助となるよう、定住、また起業に向けた支援、これも大事だろうと思います。期間終了後の仕事づくり、これをいかに支援していくかということも非常に大事だろうと思いますし、議員がおっしゃったように、後のフォロー——行政側もいかにフォローしていくかということも大事だろうと思っております。

したがいまして、隊員に対しまして、受入れ地域と一体となったフォローアップを図って、活動期間終了後の定住に向けた取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

住宅の整備につきましては、受入れのときに、こちらのほうで住宅整備に関する補助、また支援も行っているところでございますので、そのあたりは申し添えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

しっかりと今後とも、美祢魅力発掘隊の方が、美祢市に定住していく方が少しずつでも増えていくように、こういった行政からも、我々もしっかりと支援というか、協力をしていきたい、このように思っております。

それでは、3番目の質問に移ります。

公文書の適切な管理体制を目指す「公文書管理計画」に関してであります。

本市における公文書の取扱いに関しては、官報、広報、美祢市行政組織条例や行政組織規則等、条例や規則、市議会議案、国または県からの重要な通知文等々と、公文書は多岐にわたり、たまり続けております。

さらに、公文書が増え続けて負担が増し、どこにどのような公文書があるのか分からなくなっているのではないのでしょうか。

公文書管理ができていないと負担やストレスになりますが、生かせば資産になるとも言われております。

美祢市文書取扱規程において、文書取扱いの原則、第3条に「文書は、全て正確かつ迅速に取り扱い、事務が能率的に処理されるようにしなければならない」とあります。

たまり続ける文書やデータの管理方法について、指導する職員は、総務課長の職務、第4条に「総務課長は、常に各課における文書の取扱いに留意し、文書事務が円滑かつ適正に処理されるよう指導しなければならない」とあります。

職員一人一人の文書管理体制における意識改革についてお伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 岡山議員の御質問にお答えします。

市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等は、民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることを踏まえ、適正に管理する必要があると考えます。

また、本来作成されるべき文書等が適切に作成されなければ、情報公開請求において文書不存在を引き起こすことにつながります。

したがいまして、市政運営の透明性を向上させ、市民への説明責任を果たしていくためには、公文書等の適正な管理は非常に重要なものとなっております。

加えて、近年、頻繁に報道されておりますが、国や地方公共団体等における公文書等の紛失や保存期間満了前の廃棄など、公文書等の不適切な管理が社会的に問題視されることが多くなっており、本市においても、各事業の実施において十分に説明責任を果たすため、公文書等を適切に管理することの重要性を認識し、職員の意識を高めていくことが課題であると考えております。

また、職員は、公文書等の管理に関する法律の趣旨を踏まえた上で、美祢市文書

取扱規程に基づき、本市の歴史的事実の記録である公文書を残すことが、将来の市政運営につながるということを認識し、常に審議または検討その他経緯を含めた意思決定に至る過程、並びに事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、または検証することができるように公文書を作成し、適切に管理・保存する必要があります。

公文書は、市民共有の財産であり、市政の歴史やその時々の方針決定の過程を後世に伝える重要な記録であり、業務の効率化や円滑な市政運営に資するとともに、現在及び将来の市民に説明する責務を全うするための基本であることから、職員一人一人がその責務を明確に自覚し、誇りを持って文書等を作成し、また、愛着を持って適切な管理を行い、堂々と後世に残していくという意識の醸成を促すことで、今後も引き続き、公文書の適正な管理を指導してまいる所存であります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移りますけれども、条例や規則は改訂することで、どの公文書が最新なものか分からない、文書や電子データをいつまで保管しておけばよいか分からない。こういった処理する一覧表がありますけれども、そういったことで、また、関連するデータがすぐ見つからないとか、紙文書の保管スペースが足りない、運用ルールが浸透しておらず必要な文書が手に入らない等あります。ひどい場合には、よそでは、保管していた公文書が雨漏りで濡れてしまったという、こういった例もあります。

多くの自治体では、今後、公文書の適切な管理に向けて、公文書の電子化に取り組むほか、第三者の立場で外部から公文書に関する専門的な指導・助言を行う認証アーキビストの導入を検討しています。

特に、市職員が施工業者の選定や土地の評価などで不正問題などが発覚した際など、事業決定に至る経緯を話し合った会議録などを残しておくことが重要となります。

公文書の適切な管理に向けて条例を施行し、ハード・ソフトの両面からの体制整備に努めている自治体が増えておりますけれども、本市においては条例ではなく、今現在は美祢市文書取扱規程となっている段階であります。

今後、後世に残すべき重要な資料である歴史的公文書の永久的保存・利用を図る

市立公文書館を美祿市立図書館内に設置することも重要です。

本市に対応した公文書に関する専門的指導・助言を行う認証アーキビストの導入について、最後にお伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 岡山議員の御質問にお答えします。

先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、近年、国を初めとする行政機関において、公文書等の改ざんや誤廃棄等が問題となるなど、公文書等のより適正な取扱いが求められております。

このような中、公文書等の価値判断ができる専門職でありますアーキビストにつきましては、全国において、近年その必要性が高まっていると言われております。

一方で、アーキビストは、公文書館法に基づく歴史資料等重要な公文書等について調査研究を行う専門職であり、また、公文書館をはじめとするアーカイブズにおいて働く専門職員と位置づけられ、組織において日々作成される膨大な記録の中から、世代を超えて永続的な価値を共有する記録を評価選別し、将来にわたっての利用を保証するという極めて重要な役割を担うとされておりますことから、独立行政法人国立公文書館による認証アーキビストは、高等教育機関の科目の習得や3年以上の実務経験など、資格の習得には高いハードルが存在していると認識しております。

したがって、このような現状や、公文書館を設置する市町村が全国では少数である現状を鑑みれば、本市において、認証アーキビストを導入または養成することについては、当面は困難であると考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、後世に残すべき重要な資料である歴史的公文書等の取扱い、保存及び活用は重要な課題であると認識しておりますことから、まずは、アーカイブズに関する研修会等の機会には、積極的に職員を受講させるなど、公文書等の適正な管理のための専門的な知識を習得させていきたいと考えております。

また、今後も、国県の動向、他市町村の事例を調査研究し、本市における認証アーキビストの導入について検討してまいりたい所存であります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

公文書の取扱いなんですけれども、認証アーキビストに関しては、行っているのは人口が30万人以上とか、そういったところがほとんどで、小さいところの自治体では、なかなかこの運営経費等、人材、難しいところありますけれども、だからといって諦めるんじゃないくて、今言われたような文書管理に関する研修ですね、だから、それをしっかりと上げて、担当者が行くことによって、今の文書管理というものが一段とグレードアップしていくようにしていくこと。一人一人が、その責任者だけが認識しておくんじゃないくて、それぞれの職員が、しっかりとこういった文書管理に対する認識というものを、意識を変えていただきたいなと思っております。

今のままでいいとは思っておりませんが、グレードアップしていくような対応をしていくことが重要であると。

特に、監理課とか、そういったところでの事業における施工者との経緯等——建設経緯等、そういったところは、しっかりと何か事があったときに、きちっと文書として出せるような、こういった電子化と文書、しっかりとそういったところのものは行って残していくということが、私は、これからの美祢市にとっても重要なことと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後、今、規程から規則、また条例等、その文書管理に関するグレードを今後上げられていくのかどうか、今の規程のままでいいのかどうか、最後にこの点だけ聞いて終わりたいと思ひます。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

規程でいいのか、条例にするべきなのかという御質問でございます。

これにつきましては、合併時に、規程で収めるべき規則、また条例に——条例を制定すべきというものは整理したところでございます。その結果、現在、事務取扱規程ということになっているわけでございます。

今の段階では、規程で十分、文書管理——適切な文書管理ができるというふうに考えておるところでございますが、社会情勢、常に変化してまいります。情勢も踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（岡山 隆君） それでは、一般質問する項目が全部終わりましたので、以上

をもちまして、12月議会における私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

〔岡山 隆君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、11時25分まで休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時25分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。田原義寛議員。

〔田原義寛君 発言席に着く〕

○3番（田原義寛君） 無所属の田原義寛でございます。それでは、一般質問発言通告書に基づき、質問してまいりたいと思います。

今日は、事前に原稿を全く用意しておりませんで、フリートークでございます。ところどころお聞き苦しいところがあるかもしれませんが、何とぞ御容赦いただければと思います。

では、まず、何から質問しましょうかね。

1つ目の質問なんですが、美祿市のデジタルトランスフォーメーションについての取組についてです。

デジタルトランスフォーメーションの話をする前に、今現在、世の中では、また新たなコロナウイルス、オミクロン株の流行がうわさされてて、実際にもう、国内にも入ってるということで、その動向が気になる場所なんですけど。これまで、一連のコロナウイルス感染症に関わる美祿市の動きですね、これを私なりに、昨年からずっと見ておるわけなんですけど、とても素晴らしいと思っております。

何が素晴らしいかということなんですけど、まず最初に、GIGAスクール構想に基づいて、美祿市内の小中学生にタブレットが配付されました。これが他市と比べて、非常に速い速度でタブレットの配付が行われたっていうこと。

それから、2点目なんですけど、市に対する国からの給付金ですね。給付金についても、実は他市のほうに、私も幾人か知り合いがおりまして、給付金の状況をどれぐらい迅速に進んでおるかというのを逐一情報を聞いて回ったんですが、美祿市は、ほかの市と比べると、はるかに早く皆さんに給付金が行き渡ったということ

で、これもまたすばらしかったと思います。

それから最後に、コロナワクチンですが、ワクチンの接種状況ですね。これも篠田市長のほうから、議会があるたびに、どのような状況かっていうのは御報告があったわけですけど、これも他市と比べるととても早く接種が進んで、ほかの市だとずっと待ち続けても、なかなかなかなか接種が回ってこないという話は、もうあちこちの方から伺ってたんですけど、美祢市に関しては、とても早かったということで、これもとてもよかったと思ってます。

こうした美祢市の一連の取組は、日頃から執行部の方々、それから美祢市の職員の方々が懸命に努力されて、美祢市は迅速にいろんなことが進んでいる例だと思ってるんですが。

一方で、コロナがまだ収まらない、いつ収まるか分からないという状況の中ですね、先ほど言いましたデジタルトランスフォーメーション、これは篠田市長が、私が前回、ちょっとデジタルトランスフォーメーションについて御質問したときに、人間に対する対応、美祢市の対応でしっかりできるところはやっていく必要があるし、ただ、そういう対応をしようと思ったら、できる限りAIとか、そういう一連のものを使って、人間以外で対応できるところは、そこに切り替えていくっていうことも必要ではないかっていう御答弁を頂いたかと思うんですけど。

先ほどのオミクロン株、いろんなコロナの変異株、これからも出ていくという状況の中で、迅速にトランスフォーメーション——デジタルトランスフォーメーションを進めていくっていうのは、美祢市にとって必要なことじゃないかと思っております。

美祢市は、まちとしては、人口規模もとても小さいまちなわけですけど、逆に言うと、先ほど言ったように、物すごく小回りが利いて、やろうと思ったらすぐできる。さらに、ワクチン接種の話でもそうなんですけど、市民の方々が非常に協力的で接種が進んできたっていうこともありますんで。

あと、市民の皆さん、一致団結すれば、どんどんどんと他市と比べても、早い速度でデジタルトランスフォーメーション、仕組みが出来上がっていくんじゃないかと思ってるんですね。

前回の質問で、デジタルトランスフォーメーションについては、まずはハード——ハードの部分ですね。例えていうと、例えば美東町で光ファイバーを敷設すると

いうお話も聞きましたし、あとは、そうですね、公民館とか窓口のところで、もうWi-Fiが整備されてきたという話。あるいはコロナですから、できるだけ非接触でいろんな業務ができるように、決済もデジタルを使って決済をしていくんだというお話もあったかと思うんですが。

そういったところが今現在、どのような形で、どれぐらい進んでるかっていうことについて、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 田原議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

コロナ対策については、ちょっと私から申し添えさせていただければと思います。

GIGAスクール構想のこれが進んだということは、本当に、教育長はじめ教育委員会のスタッフ、また、学校の先生方のおかげだと思っておりますし、あと、給付金については、本当に職員に頑張ってくださいました。休日返上で管理職も含めて、一致団結して取り組んだ結果でありますし、ワクチン接種につきましては、本当に、地元医師会の先生方、また、開業医のスタッフの皆様のおかげでございますし、市民の皆様がいち早く予約をされた、その結果でございます。

いわゆる――総じて、私個人的には、本当にインターネットが普及して、ウィキペディアが出来たときに、やはりこれからは、みんなが参画する時代だというふうに感じたわけでございます。みんなが協力して1冊の辞書を作る、それこそ今からの時代だというふうに捉えております。

今のDXを進める上でのハードウェアの整備状況について、ちょっと御説明をさせていただきます。

いわゆるDX、デジタルトランスフォーメーションの取組を推進する上で、まず重要なのは、通信インフラやパソコン、スマートフォン等のハードウェアを充実させ、その上に電算システムやアプリ等のソフトウェアを効果的、効率的に機能させることであるというふうに考えております。

本市におけるハードウェアの整備状況は、最も重要な通信環境について、美祢地域及び秋芳地域では、光ケーブル化が既に整備されております。お話がありました美東地域においては、山口ケーブルビジョン株式会社の御尽力、御協力によりまして、当初の計画よりも数年早く整備していただくこととなり、本年度からケーブルテレビの光ケーブル化工事に既に着手して、来年度10月から光サービスの開始を見

込んでおるところでございます。

これに伴いまして、告知放送を9月末で廃止することとしており、現在、防災アプリ普及に努めているところでございます。

その他主要な公共施設への公衆Wi-Fiの整備のほか、本年11月からは、市役所や出張所等における窓口でのキャッシュレス化、キャッシュレス決済を開始するなど、公共施設におけるDXに係るハードウェアの整備状況は、県内でも進んでいるというふうに捉えております。

今後は、このハードウェアを最大限に活用し、市民サービスや市の魅力の向上につなげていくことが重要であります。

また、本市では、本年度中にDX推進計画を策定することとしており、その計画の下、体系的かつ効率的、効果的に施策を展開し、DX推進を努めてまいる所存であります。

ずっとデバインド対策が大事だということでございます。これは、私も参加させていただきましたけど、結構長い時間がかかるわけでございますし、やり続けるということが非常に大事だろうと思います。

デジタルを学ぶ仕組みは、水を学ぶ仕組みと一緒にというふうに言われております。それは、 H_2O という化学式から入るのではなくて、まず、いろんな方が触れて、触って、嗅いで、時々合わなかったら、もうそれは取り組まないとか、そういった水を学ぶ仕組みと一緒にというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） デジタルがなぜ早いかっていう話をすると、ほかのインフラもいろいろあるかと思うんですけど、例えば、道路を新しく造るとか、あるいは橋を架けるとか、トンネルを抜くとか、それも行政の大事なインフラ整備の1つかと思うんですけど、やっぱりそれはリアルなものであるし、いろんな要因も絡まってなかなか整備するまでは、すごく時間がかかると思ってるんですね。

ところが、一方のところ、デジタルの世界に関しては、物が小さいですし、そもそもが電子の世界のやりとりなんで、やろうと思えば、ある程度すぐにできちゃう。

今世界で、GAFA（ガーファ）っていいまして、グーグル、アマゾン、フェイスブック、あとはどこですかね——もう1個出てこないぞ。巨大デジタル企業あります

けど、そういったものがここ十数年であつたという間にあの巨大な企業になったっていうのは、やっぱりデジタルの世界でずっとやってきたことがすぐに整備できちゃうというところが大きいんじゃないかと思いますけど。

美祢市も先ほど言ったように、やはりデジタルのことに關しては、かなり——その給付金に關しては、本当に篠田市長がおっしゃったように、職員の方々、必死の努力があり、またワクチン接種もそうなんですけど、ありましたけど、もう本当にやろうと思ったら、すぐにできることはたくさんあると思いますんで、インフラ整備のところもかなりのところ進んでますけど、これからもどんどんと基盤整備をしていただけたらありがたいなと思っております。

で、その基盤整備、そのハードウェアが整ったところで、今度はその上に載るソフトウェアをまたいろいろ載せていかなきゃいけないところなんですけど、1回そのインフラができてしまったら、今度はソフトウェアは、本当に市民の方々の協力の下にいろんな形、もしかしたら市民が望むような形でカスタマイズもできるんじゃないかと思ってます。

で、10月からいよいよ本格的に、美祢市の行政防災アプリ「ライフビジョン」の運用が始まったということで、まだ日はあるんですけど、これまで、例えばアプリなんで、どれぐらい美祢市民の方々がダウンロードされて活用されてらっしゃるか、そういうところについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 田原議員の御質問にお答えします。

さきの質問で答弁しましたとおり、DX施策を進めるにあたっては、通信インフラ等のハードウェア上でアプリやサービス等のいわゆるソフトウェアが機能して、初めて効果が発揮できるものと考えております。

したがいまして、アプリの普及やサービスの周知は非常に重要であるといえます。

議員お尋ねの防災行政アプリの利用状況についてであります。本年10月1日に美祢市防災行政アプリを運用開始し、11月末現在で1,048名の登録者数となっております。

防災行政アプリについては、防災情報をお届けするだけでなく、市民の皆様へ身近な行政情報をお知らせするツールとしても有効であると考えております。

現在、本市では、広報やホームページをはじめとし、様々な手段により情報発信

を行っているところでありますが、防災行政アプリの特徴であるプッシュ型による情報発信を行うことにより、一層の効果的な情報発信が可能になると考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

せんだって、私の地域である別府ですね、地域のふれあい祭りがあったときに、美祢市の職員の方、総務課の方だと思うんですけど、いらっしゃって、先ほどお話に出てきた防災行政アプリを、お祭りに来てらっしゃった方にインストールしてもらえるように、あと簡単にですけど、使い方なんかも教えてらっしゃって、やっぱり一生懸命取組まれて、市民の皆さんが新しいアプリをきちんと使ってもらえるようにという取組をされてるんだなというのを実感いたしました。

前回質問したときに、アプリの使い方として、例えばジバスの話をしましたけど、市民からも発信できるアプリってということなんで、ぜひ——穴が空いて、自分の私有地でもそうですし、あと、特にあれですよ、道路なんか、美祢市が管理してらっしゃる道路とか、あと河川とかですね。そういうところでも、災害によって危ない箇所があったり、あるいは前回質問した中では、水道が寒いとき、今からだんだん寒くなってきますんで、水道が凍って破裂した場合は、いち早く市民の方から情報を上げていただくとか、そういう活用いろいろあるかと思えますんで、どんどんアプリを市民の方々、ダウンロードしていただくとありがたいなと思ってます。

で、ダウンロードをした後に——今美祢市の職員の方々、大変御苦勞をされて、ダウンロードしてくださいと、この前もお祭りでそう呼びかけをしてらっしゃったんですけど。

一方で、先ほどGIGAスクール構想で、若い方々はもう既にタブレット等を持ってらっしゃるんで、若い方々、タブレット等あるいはスマートフォンとか、使い方慣れてらっしゃる方がその防災アプリのダウンロードとか、あるいはどういうふうにして使うかっていうのを、この間の質問だと、篠田市長がデジタル弱者っていうことをちょっと言われましたけど、使い方がよく分からないとか、スマートフォンにまだ慣れてない方にも、若い人から何か伝えられること、教わる事ができれば、それはそれでいいんじゃないかと思えますんで。

ダウンロードに関して言うと、もしかしたらあれですね、お年寄りの方から、今中高生とか、そういう方々にも積極的にダウンロードしてもらって、多分、すぐに使い方も覚えてしまわれると思うんですけど、それをまた、ほかの方々にも広めるといいんじゃないかなと思っております。

ちょっと次の質問に移らせていただくんですけど、そういった市民に対する支援ですよ。ハードウェアが整備されました、その上に、じゃあ今度はアプリがまた始動をしました。

ただ、先ほどからちょっと話をしていますように、やっぱりそれを市民がうまく使いこなせなければ、これからまた寒い時期であるとか、すぐにまた春が来ると思うんですけど、豪雨とか、あるいは台風などによる災害、あるいは地震もそうですけど、そういったときに本領を発揮するアプリだと思いますんで、これからアプリを使うことに対してどういうふうな支援をしていかれるのか、それについて伺いたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

市民への支援の件でございます。

まず、美祢市防災行政アプリの登録へのお手伝いについて、ちょっと御説明をさせていただきますと思います。

美祢市広報「げんきみね。」11月号では、本アプリの登録の手順とともに、簡易に登録できるようQRコードを掲載しております。

また、美祢市公式ホームページの防災コーナーにおきまして、美祢市防災行政アプリの紹介、登録の手順及びQRコードを掲載しているところであります。

市民の皆様への直接の対応といたしましては、秋芳地区の各公民館、美東センター及び美祢市民会館において登録説明会の実施、あと婦人学級、市内での講演会及びふるさと祭り等イベントの場において、登録方法のチラシを配布するとともに、市内各団体あるいは企業等を訪問させていただき、その場で登録される方へは当方——こちらにて操作補助を行っておるところでございます。

同様に、市内各公民館窓口においては、アプリ登録へのお手伝いのお声掛けもさせていただきますとおるところでございます。

このように、1日も早く、また1人でも多くの市民の方々がアプリの登録をする

ことで、自助、共助のための基盤としていただきたいと考えておりますので、今後とも、皆様の御協力をお願いいたしたいと思っております。

登録していただくことによって、とにかく慣れていただくということが大事だろうと思っております。

もう1つ追加で、アプリの追加の部分でございますけど、今後こういったアプリがいいのかは、この状況を見ながら、また早急に対応してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

これから、アプリをどんどんダウンロードしていただいて、市民の方々使っていただけると、またそこからいろんなアイデアが出てきて、こういうふうにして使いたい、ああいうふうな使い方もあるんじゃないかっていう意見も出てくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、その意見をどんどんと取り入れていただいて、美祢市のデジタルトランスフォーメーションがどんどんと軽快に進んでいくように、御尽力いただければと思います。

デジタルの世界というのは、本当に進化の速度が速いんですけど、最近ですと、メタバースという言葉が私よく聞くようになりまして、要は仮想空間のことなんですね。

で、仮想空間で、この間もちょっと、山口県の森林組合が用地を買われたっていうお話が昨日こそあったんですけど、仮想空間にも既に土地があって、それを買ってという話があるんですね。

で、今の若い世代なんかは、前回の質問でもちょっとしましたが、デジタルネイティブ、もうGIGAスクール構想でタブレットをみんな持ってますので、それを使うことがもう、自分の生まれてからずっと死ぬまで続いていくことになると思うんですね。

そうした中で、先ほど言ったようなメタバース、仮想空間で土地を買ったりとか、何か実際にショッピングとかもできるらしいんですけど、そういったことになるんだとすれば、やっぱり美祢市のまちの魅力として、リアルな世界の魅力もある。あと、もう1つ言うと、そういうデジタルの世界でも、やっぱり美祢市はいろいろな

ものを持って、可能性を持って、これは楽しいまちだ、やっぱりここに住みたいということになるんじゃないかと思えますんで。

美祢市のよさは本当にフットワークが軽くて、いろんなことをどんどんされていくってことだと思いますんで、ぜひ、その辺の御支援をよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、子育て支援の状況についてです。

ちょっと突飛な話で恐縮なんですけど、先週、美祢市は美東町赤郷の二反田っていうところにため池があるんですけど、カキツバタ、皆さん御存じですかね。アヤメ科の植物で、とっても——ゴールデンウィークぐらいから5月中旬ぐらいに、とってもきれいな花が咲く花の群落がある池があるんですけど、二反田ため池ですね。そこでちょっと草刈り整備の作業、杉山議員にちょっと誘われてやってきたんですけど。

そこでちょっとお世話されてる高橋さんという方が、毎年そのカキツバタを減らさないために種を取って、それを苗に仕立てて捕植してるんだっていう話からですね。ところが、ここ最近、もう種が取れないんだっていうんですよね。要は、カキツバタが種をつくらないっていうんですよね。

で、その続きの話で、高橋さんは、蜂——昆虫の蜂ですね、昆虫の蜂の話をされたんですけど。要は、蜂がいなくなって、本来であれば受粉させる——花粉を雌しべにつけて受粉させる蜂がないので、種ができないんじゃないかっていう話をされたんですね。

で、何でそれ——そういう話から入るかっていうと、もう、この子育て支援の話に全く同じかなっていうことを、ちょっとそのとき、高橋さんの話を聞きながら思ったところがあるんですけど。

やっぱり、昨年もちょうと話が出たんですけど、美祢市の出生率が87名だった——出生数ですね、87名だったっていう話もありますけど、次の世代をどうこの美祢市でつくっていくかっていうのは、すごく大事な話なんですよね。

さっきのカキツバタの話でいうと、蜂がいないと——実はマルハナバチっていうハナバチがとっても大事なんですけど、やっぱりカキツバタも次の世代を残すことができない。それと一緒に、やっぱりこの美祢市で生まれて、次の美祢市を背負っていく次の世代の方々がここできちんと育っていかないと、美祢市としても大変困

るんですよ。

そうした中で、子育て支援の状況として、今年はカンガルームですね、されてらっしゃることについて、最初は秋芳桂花小学校でやってたものが、コロナの影響で休止となって、それから、どうカンガルームを継続して——秋芳地域なんですけど、やっていくのかっていう御質問をさせていただいたんですけど。

その後、状況の報告で、8月から保健センターのほうでカンガルーム——秋芳町ですね、再開されてやっていますよっていうのは、井上部次長からちょっとお話があって、8月から始まりましたが、それからのさらに状況、どうなのかということが気になりまして、このたび、そのカンガルームの状況について質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 田原議員の御質問にお答えをいたします。

今、議員もおっしゃられましたが、カンガルームにつきましては、火・木・金は美東保健福祉センターにて、水曜日は秋芳桂花小学校において実施をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から秋芳桂花小学校での開催を見送り、水曜日でも美東保健福祉センターにおいて実施をしておったところです。

そのような中、秋芳地域での開催を望む声を受け、秋芳保健センターを一部改装いたしまして、本年8月からは毎週水曜日に開催をしておるという状況になっております。

秋芳保健センターで実施するようになってから4か月が経過いたしました。平均で4組8名の親子の方が毎週水曜日、参加をさせていただいておるという状況になっております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

4組8名の方が御利用ということで、秋芳地域もやっぱり実際、お子さん抱えてらっしゃる親御さんいらっしゃるの、そういう利用が実際にあるということで、大変ありがたく思っています。

で、先ほどから申しますように、やはりコロナ禍、まだ継続しておりますので、1つは密にならないように各地域分散して、しっかりと子育て世代の親御さん方を

サポートするっていう体制が美祢市にあるということが大変大切だと思いますし。

あと、ちょっと秋芳地域の話ばかり申し上げて恐縮ではあるんですけど、やはり秋芳総合支所の建設が、建物が建てば、そこでカンガルームはやる予定だということを知っていますけど、それまで、もうちょっと時間がかかるようなんです、これからは引き続きしっかりとサポートをお願いできればと思うんですけど。

あと、あれですね、曜日が今まだ水曜日だけなんですけど、もし、カンガルーム御利用される人数が増えるような状況があれば、また回数等も増やすことも含め検討していただければ、ありがたく思います。

で、子育てについては、次の質問なんですけど、休日保育ですね。ぜひやっていただきたいということで御質問したんですが、そのときは、休日保育をやっていないのは、実は美祢市と山陽小野田市はやってないけど、他市は——ほかの他市は、それぞれ休日保育をやっておられるということだったと思います。

今、以前よりも休日の数自体が増えた、それは喜ばしいことかもしれませんが、一方で、やっぱり休日であっても働く人っていうのは、働き方がすごく多様になりましたんで、たくさんいらっしゃるわけで、そういった方々をしっかりとサポートするためにでも、休日保育っていうのは、美祢市でもぜひやっていただきたい行政サービスだと思ってるんですけど。

その後、どのような経過というか、話し合いが行われたかということに関して、ちょっとここで情報があれば、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 田原議員の御質問にお答えをいたします。

本年の6月定例会において、田原議員より、美祢市の休日保育についての御質問をいただいております、その際、今後、美祢市において休日保育を実施する場合、どのような方法が望ましいのか、他市の実施方法等も精査しながら前向きに検討していきたいと答弁をさせていただいているところでございます。

その後、休日保育の実施に向けて、私立——私立ですが、私立保育園への委託も含めて、現在検討をしているところでございます。

休日保育につきましては、人員の確保、職員の配置等が課題となってきますので、今後、保護者へのアンケートの調査等を行い、需要動向を確認しながら、実施体制について検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） 特に、保護者の方の要望というのは、大切なものだと思います。

で、実は、これは私の私論ではあるんですけど、子育て環境をどういうふうにしてサポートしていくか、そういうことを考えるときに、ちょっと人間の世界ではないんですけど、小さき者のことをよく考えること、そこに思いをはせてサポートをしていくっていうのは、すごく大事だと思ってて。

よく、大は小を兼ねるとい言葉がありますが、子育てサポートに関しては、小は大を兼ねると私は思っております。

例えば、赤ちゃんが生まれて、オギャーと泣いてて、最初はどんなことを言うのか分からない、これはおしめが濡れてるのか、それともお腹がすいたのか分からないというところから始まって、だんだんハイハイから、それからつかまり立ちして、子どもっていうのは大きくなっていくんですけど、そういう小さい子どもさん方に対する温かい視線。

もうちょっと言うと、実を言うと、人間よりさらに小さいもの、私なんかカエルの世界ですけど、そういうものにずっとまなざしを寄せてると、自然と小さいものにまなざし寄せると、もう人間の世界でも、小さい赤ちゃんから幼児から、保育園幼児ですね、あるいは小中学生もそうですけど、そういうところにまなざしが向いてくるんですね。

だから、美祢市の子育て支援としては、やっぱり、私も、もともとは赤ちゃんで始まっている身分ですけど、大人の方々がより小さきもの、小さきものに視線を寄せていただいて、じゃあどうしたらいいか。もしかしたら、本当人間の赤ちゃんだけじゃなくて、自然界の生きとし生けるもの全ての生き物に対して、小さきものに対して温かい視線を寄せて、そういうふうな行政の取組があると、案外美祢市は子育てに対するサポートもうまく回って、お母さん方、お父さん方、あるいは育児に関わる方々からは、高い評価を得られるような市になるんじゃないかなとは思っております。そういう私のそれは私論ですけど。

この間の質問で、休日保育に関しては、今からまたいろんなアンケート等で、意見を取り入れて検討されるということですけど、今現在、何か子育てに対して、新

しい取組をこれからしていこうとか、そういう取組が何かこの場で市長のほうからあれば、言っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

具体的には、今後、予算編成時期を今控えておりますので、その中で、しっかりと議論をしてみたいと思っております。

ただ、今言われましたように、私も子育ては、本当に実際に子育てをしてらっしゃる方の意見というのが非常に大事だと、いわゆる当事者目線というのが非常に大事だろうと思っております。

したがいまして、当事者目線で、しっかりと子育て支援策を打っていく必要があるということでございますので、そのようにしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 田原議員。

○3番（田原義寛君） どうもありがとうございます。これからも期待しております。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

今日、もう12時回りましたんで、（1）と（2）は一緒に質問して、それに対して御答弁いただければと思います。

（1）は、草原の面積縮小とその対策について、（2）は、外来植物の駆除、希少植物保全につながる草原の活用についてということなんですが。私は——これ、秋吉台ですね、そもそもの上のテーマが秋吉台を活用した木質バイオマス・農業の取組についてってことなんですが。

私は、現場での活動が多く、いまだに秋吉台を中心に活動してるんですが、ついせんだっても、美祢市の中高生と一緒に、秋吉台の山焼き前の火道切りにちょっと参加してきたんですけど、やっぱり秋吉台は、美祢市の地域の大事な宝であると、そういう認識は常々持って活動しております。地域の宝であると思って活動をしてる中で、やっぱり現場目線で見ると、これはちょっと大丈夫だろうかという事々が幾つかありまして。

それは、1つは、草原がですね、ちょっと草原の質が変わってきてるっていう話。

ちょっと端的に言うと、外来植物がどんどんはびこってて、特に長者ヶ森の周辺なんかは、セイタカアワダチソウが今物すごい増えてるんですね。それは、私がもう14年、ずっと秋吉台の植物の調査を続けてまして、2週間に一遍は秋吉台に上がるんですけど、先ほど言ったセイタカアワダチソウ、環境省の要注意外来植物に指定されてるんですけど、どんどんどんどん広がってます。

で、これをどうかしないと、せっかく国の特別天然記念物にもなってる、あるいは国立公園にもなってる秋吉台、お客さん来られて、外来植物だらけじゃないかっていう話に——ちょっともう、今も半分足を突っ込みかけてる状況じゃないかと思うんですけど、早急に対策が必要だと思ってるんですね。

それと、この間、さっきの火道切りに行ったんですけど、秋吉台の草原自体がちょっとだんだん縮小してきて、合併前、秋芳・美東あるいは旧美祢市、合併する前は、私が観光畑にもいた関係で、秋吉台の草原は1,500ヘクタールぐらいだったというふうにお客様に対して御説明してくれて、そういう話だったんですけど、それから僅か十何年かの中に、実際の面積を測ると1,300ヘクタール、さらにこの間、火道切りで、農林課の中村課長が挨拶されたんですけど、もう1,138ヘクタールぐらいに縮んでるって話をされたんですね。あっという間に草原が縮んでます。

やっぱり観光の話でも、草原が縮んでしまうと、そこに広々としたカルスト台地を見に、今もお客さんたくさんいらっしゃるんですけど、この草原がなくなってしまうと、そういうことは、もう一切見れないわけですよ。どうなのかっていうのは、すごく危惧しているところであります。

さっき言ったセイタカアワダチソウに関しても、秋吉台、貴重な植物あるいは動物もおりますんで、そうしたものが外来植物、外来生物によって、どんどんどんどんと追い込まれてしまうと、それはまずいなあと思ってるんですね。

もう1つ、ちょっとこれは、話がまた別の方向に飛ぶんですけど、消防団に入ってます。毎年秋吉台の草原の山焼きのときは、消防団員として秋吉台の山焼きをやっております。

ただ、実際に、去年もそうだったんですけど、山火事があって、草原から周りの森林に火災が発生してるんですね。消防団員なので、消火活動にも取り組むわけなんですけど、秋吉台がだんだん縮んでいることとも関係があるんですけど、だんだんと草原が木質化してるんですね。

木質化っていうのはどういうことかっていうと、1つは、ササが物すごい背丈になってしまって、より固い、太い、しっかりしたササが立ってるってことですね。もう、私の背丈よりはるかに上ですね。あと、さっきのセイタカアワダチソウもそうなんですけど。あるいは、ススキもすごく繁茂してて、やぶ漕ぎっていうんですけど、草原を漕ぎながら、やぶを漕ぎながら進まないといけないような場所が今たくさんあります。

かつての秋吉台がどういう環境だったかっていうと、地域のちょっと年を取った方々が一緒におっしゃられるんですけど、大体、子どもの膝より下ぐらいの草原だったっていうんですよね。子どもの膝より下っていうと、すごく草丈が低い草原だったと思うんですけど、そうした草原が広がっていると、さっきの山焼きの話でもそうなんですけど、まず、大きい火が出ることはないって言うんですよね。当然ですよ、燃やすものがすごく草丈低いんで、燃やしても、じゃあ山火事が起きるような危険性というのはあんまりなかったそうなんですよね。

ところが最近、私が消防団員として参加して実際に感じてるところは、やっぱり木質化してるんで、火力も強いんですよね。すごい火が燃え上がります。そうすると、やっぱり山火事の危険性、それから消防団員として、あるいは地域の方もボランティアとして秋吉台上がってらっしゃるんですけど、火に巻き込まれると、それは本当にちょっと大変ですよ、身の危険を感じるぐらい火力があるんで。そういうこともあったりするんですけど。

要は、秋吉台で、草原が縮んでたりとか、外来植物がはびこってたりとか、あるいは木質化してる。そういうところを何とかやっぱり、現場にいる立場としては改善できないだろうかっていうのは、もうずっと思ってることであります。

で、最初に、今日1番目で、岡山議員が畜産農家の支援の話をされましたけど、実際に、平成に入ってからなんですけど、火道切りでいうと山口県型放牧っていういいまして、牛を放って草を食べてもらって、それで火道を——牛に食べてもらうことによって作り出せないかっていう実証実験をしたことがあるんです。牛は、妊娠牛を秋吉台の青景、黒岩っていうところから車で行けますんで、上げて、あと水も確保してやってたんですけど、それ、妊娠牛が一番いいっていうんですけど、飼料が高騰してるって話で、やっぱりそれは、今耕作放棄地でも放牧はやってると思うんですけど、1つ、秋吉台の火道を切る作業で、牛を使って、それによって飼

料の消費を抑えるっていうことも可能なんじゃないかなと、岡山議員の質問を聞いてて思った次第です。

ちょっとここから本題ですみませんが、要は、木質バイオマスエネルギーとして、それを使用して、美祢市の資源を循環させるということで、実証実験、取り組まれてると思うんですけど、同様に、秋吉台の草原がどんどん変質して外来植物が入る。あと、先ほどから何度も言いますが、木質化してるっていうところを解決するために、外来植物であれば、きちんと刈り取って、地域の資源としてぜひ活用していただきたい。

そうすると、さっき言ったような枝葉の話で言いましたけど、実際に山焼きをするときに、消防団員の身の危険、身の安全を確保することにつながるんじゃないかと、私は現場に出てて思うんですよね。あれだけ火が強いですからね。それで、山火事もある程度防げるんじゃないかと思ってます。

そのために、じゃあどうしたらいいか。この後、午後から猶野議員からも御質問があるかと思うんですけど、特別天然記念物秋吉台の保全管理計画ですね。その中で、聞いたところだと、来年の——年が明けて3月に、きちんと策定されたものが出てくるっていう話も聞いておりますし、その辺も含め、どのような取組を美祢市としてされるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 一括答弁でいいですか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと多過ぎて、きちんとした答弁なるかどうか分かりませんが、まず山焼きの——秋吉台の草原面積について、ちょっと申し述べさせていただきたいと思います。

山焼き範囲内の草原の面積は1,112ヘクタールであり、山焼きの面積は1,138ヘクタール、防火帯——火道の長さは約21キロメートルであります。この面積につきましては、平成29年3月に秋吉台科学博物館特別専門員が検証した結果でございます。

ちなみに、報告書の中で、山焼き面積のことについて触れられており、一般的に言われている面積1,500ヘクタールについては、科学的な根拠は見当たらないというふうに記述されております。

ただ、議員御指摘のとおり、草原の面積減少は、この数十年の間において、地形・起伏などの関係により、少しずつ防火帯の位置がずれてきた箇所や、育成牧場

周辺では——旧育成牧場周辺では、旧育成牧場職員の協力が得られなくなり、防火帯の延長が短くなった箇所など、防火帯の位置や距離が変わってきたため、山焼きの範囲の面積が減少してきているということは、もう承知しておるところでございます。

草原の面積を減少させないために欠かせないことは、山焼きを実施する。そのためにも、隣接する山林へ燃え移らないようにするための防火帯をつくる作業は必要不可欠でございます。なかなか苦しくなったというのも実情でございます。

こうした本市の窮状——窮状ですよね、窮状につきましては、せんだって、知事要望にも申し上げさせていただいたところでございます。どうしても、もう市民じゃなくて、もう市民、県民、国民の財産でございますので、これを守っていくためにも御支援をとということでお願いしたところでございます。

いろんな方の御協力をいただかないといけないわけでございますので、協力体制が構築できるよう取り組んでまいりたいと思います。

田原議員から先日、秋吉台草原ふれあいプロジェクトの報告書も、私、見させていただきました。

外来種の駆除のためには、もう草を刈り続ける必要もあるわけでございますので、いかに——どうしても行政だけの力では賄えない部分もございますので、いかにいろんな方の御協力をいただくことが——いただく仕組みを我々はきちんとつくっていく必要があるというふうに、改めて認識しているところでございます。

先ほど、木質バイオマスの活用でございます。

今、本市が取り組んでいるパイロット事業でございますけど、これは、景清洞トロン温泉へのチップボイラ導入に向け、準備を進めている状況でございます。

このチップ材につきましては、杉、ヒノキの間伐材が適材であるというふうに言われておりまして、議員がおっしゃったササやカヤなどを燃焼材として活用することは、想定はしておりません。

今後、パイロット事業のほかにも熱利用システム、チップ生産体制について、地域資源を活用した地域循環型のシステムを構築してまいりますので、その際には、秋吉台の外来植物も含めササやカヤの熱利用、また、クヌギなどの広葉樹のチップ材としての活用の検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、現在、文化財保護課において、秋吉台の保存と活用、整備、観光等の取組

を計画的かつ総合的に推進するための特別天然記念物秋吉台保存活用計画を今年度末までに完成することとなっております。今後、秋吉台の草原の活用——保全と活用につきましては、本計画に基づき行うこととなります。

今、先ほど申し上げましたように、どうしても官民連携した組織体制づくりにつきましては、本計画策定完了を待たずとも、こちらのほうで検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 田原議員、あと6分あります。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

秋芳洞もそうですし、秋吉台も美祢市の大切な宝であり、あと、山口県にとっても大切な宝でありますので、ぜひ官民一体となって、あと、山口県も含め、いろいろと保全に関して、実際の活動をどんどんこれからも進めていただければと思います。

長くなりましたけど、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（竹岡昌治君） 田原議員ちょっと、御発言の中で、子育て支援状況についてというときに、出生率87名とおっしゃったんですが、出生数とやり替えていいですか。

○3番（田原義寛君） はい、すみません。よろしく申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） じゃあ訂正させていただきます。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

○議長（竹岡昌治君） お疲れでした。

○3番（田原義寛君） ありがとうございます。

〔田原義寛君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、1時10分まで休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後1時10分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。荒山光広議員。

〔荒山光広君 発言席に着く〕

○14番（荒山光広君） こんにちは。新政会の荒山でございます。一般質問順序表に従いまして、質問をさせていただきます。

一昨年来からコロナの関係で、美祢市におきましても、経済的にも社会的にも大きな影響を受けております。先日から第5波が落ち着きまして、山口県においても感染者ゼロという数字が続いております。

しかしながら、報道等にもありますように、オミクロン株ですか、これがまた世界的に感染が広がって、日本でも確認をされたということで、遠からず第6波が襲ってくるんじゃないかというふうに危惧をされているところでございます。

秋芳洞・秋吉台地域を抱える、観光地を抱える美祢市としても、本当に大きな影響を受けておりまして、入洞者数も惨たんたる状況でございます。第5波の収束を受けて、回復の期待をしておりましたけども、先ほど言いました、今のオミクロン株がどういうふうになるか、非常に心配されるところでございます。

今日は、美祢市景観計画及び景観条例についてということで質問をさせていただきますけども、観光地を抱える美祢市としても、この景観計画、景観条例というのは、観光面でも非常に深い関わりがあるんじゃないかというふうに思っております。

過去に何名かの方が、この景観条例と景観計画、景観条例等について一般質問をされておりまして、それぞれ御答弁をいただいているところでございますけども、今日は、景観計画、景観条例そもそもについて伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、この制定の目的、それから他市の制定状況、そして制定のメリット、デメリットについて、最後に、本市における制定の必要性についてという順番で進めてまいりたいというふうに思っております。

まず、制定の目的についてお伺いしますけども、景観法が施行されてしばらくたちますけども、この景観計画、景観条例について、各県あるいは市町で制定されているところが多いと思いますけども、まず、景観計画の性格、また、その目的についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 荒山議員の美祢市景観計画及び景観条例についての御質問にお答えをいたします。

制定の目的についてであります。

まず、景観法について、御説明をさせていただきます。

景観法は、我が国の都市・農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、平成17年6月1日に全面施行された法律でございます。

本市としましては、山口県との協議、同意を経て、平成29年4月1日に、景観法に基づき良好な景観の保全・形成を図るなど、本市の景観行政を担う主体である景観行政団体へ移行をしたところでございます。

それでは、議員御質問の景観計画及び景観条例制定の目的であります。

まず、景観計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体が景観計画区域、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項など、良好な景観の形成を図ることを目的に策定することができる計画であります。

次に、景観条例でございますが、景観計画に実効性を持たせ、景観行政を運営していく根拠となるものであり、良好な景観形成に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、現にある景観を保全するとともに、新たな景観の創出に積極的に取り組むことで次世代への継承を図り、地域固有の景観を生かしたまちづくりを推進することを目的として制定する条例でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 制定の目的については、今御答弁をいただいたとおりだというふうに思っております。

次に、この目的に沿って、各市町でそれぞれ制定をされていると思いますけども、山口県内の各市町の制定状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 荒山議員の他市の——県内他市の制定状況についての御質問にお答えいたします。

県内他市の状況でございますが、景観計画については11市において策定をされて

おります。

また、景観条例については10市において策定をされているところがございます。

以上が他市の状況でございます。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 今、県内で11市が計画を策定されており、条例については10市ですか——ということのようでございます。

美祢市は、まだ未制定ですけども、その他、たしか山陽小野田市だったと思えますけども、2つの市がまだ未制定だというふうに思っております。

山口県においては、どうでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

山口県におかれましては、平成18年4月に山口県景観条例を施行されております。

そして、平成28年10月に山口県景観白書を公表されてるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 今、御答弁いただいたとおりであろうと思います。

この景観計画、景観条例については、目的、そして、今の県内の制定状況をお伺いしました。

全国的にも制定されている市町が、ほとんどされているところもあれば、あまりされていないところもあります。平均的に今、3割から4割ぐらいが制定されているんじゃないかというふうに思っております。

この制定——計画及び条例の制定の市にとってのメリット、またデメリットについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 荒山議員の制定のメリット、デメリットについての御質問にお答えをいたします。

まず、メリットといたしましては、建築行為や工作物の建設など、届出を必要とする行為に対しまして、高さ、位置、形態、色彩などの規制を定めることで、景観形成の誘導が可能となり、地域の特色ある景観の保全、または、新たな景観の創出

が可能となることが挙げられます。

また、景観行政団体は、届出違反や規制に適合しない場合には、勧告や設計変更命令を行うことが可能となります。

次に、デメリットといたしましては、良好な景観形成を図るために定めた各種規制などによりまして、届出を必要とする行為の事業主に対しまして、表現の自由等の所有権に係る私権を制限することとなり、市民及び事業者などへの各種負担の増大が挙げられます。

また、景観行政団体は、届出事務が生じるとともに、公平性の観点から規制の遵守状況の確認、あるいは届出違反の巡視などを行う必要が生じてまいります。

このことから、景観計画の策定においては、規制の範囲、あるいは程度などを慎重に定める必要があると思われれます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 今、制定のメリット、またデメリットについて答弁いただきましたけども、まちづくりに関して、この景観計画が与える役割というのは、重要な部分があるんじゃないかというふうに思っております。

そういったことを踏まえて、今のメリット、デメリット等も踏まえて、本市における制定の必要性につきまして、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） ちょっと長い答弁になろうかと思えます。

まず、景観法制定の社会的な背景というのは、御理解いただかないといけないと思います。この社会的背景で景観法が制定されたわけでございますけど、社会的背景としては、1つは観光立国の推進、もう1つは美しい国づくりの政策大綱でございます。

観光立国の推進では、観光立国宣言を2003年7月に決定されたわけでございますけど、この中で、観光を推進する上で、良好な景観形成による地域の魅力、維持、創出は、極めて重要であると位置づけられておるところでございます。

また、美しい国づくり政策大綱では、戦後の荒廃した国土を復興させようと、国では、国土政策、交通政策、社会資本整備など経済基盤整備に邁進した結果、経済発展を遂げた。でも、その一方で、都市には電線が張り巡らされ、緑が少なく、ブ

ロック塀で囲まれ、看板や標識が雑然と立ち並ぶまちがつけられた。こういった人工的につくられた都市景観は、四季折々に美しい変化を見せる我が国の自然に比べ、著しく見劣りする。さらに、ごみの不法投棄、放置自転車等の情景は社会モラルの欠如の表れでもある。

このような反省の下、この国土を国民一人一人の財産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の時代に引き継ぐという理念の下、この法律が制定されたわけでございます。

それでは、制定の必要性について、改めて、荒山議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

これまで、本市の景観への取組につきましては、自然公園法、また文化財保護法など、景観計画に比べて強制力の強い法律が適用される地域や、建築協定による良好な住空間の形成を誘導している地域があり、いずれも市民及び事業者などの御協力及び御負担により、良好な景観形成が図られているところもあるわけでございます。

このように一定の——既に一定の規制がかけられている地域におきましては、確実にその成果が実証されていますことから、景観計画を策定し、一定の規制を定めて景観形成の誘導を行うことは、地域の特色ある景観の保全や新たな景観の創出、市民の景観への意識の向上などの観点からも、また、一般的に、景観10年、風景100年と言われてますように、何よりもこの美称の美しい自然を未来に受け継いでいくことは、現代に生きる私たちの責務でもありますことから、本市にとりまして重要な施策と考えているところでございます。

なお、本市におきましては、令和4年度から立地適正化計画の策定に着手する予定としております。

景観計画の策定にあたっては、立地適正化計画を策定または策定に向けた具体的な取組を開始している市町村は、景観計画策定に要する経費を支援する制度があるという情報を国土交通省からいただいております。

つきましては、立地適正化計画の進捗状況を勘案しながら、景観計画の策定に着手してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 今の答弁で、美祢市にとっても必要なものであるし、取り組んでまいりたいという御答弁がありました。

最後のほうで、国交省の補助があるということ、これは多分、景観改善推進事業だろうと思いますけども。

国交省も今、景観計画策定の手引というものも出しておられます。その中で、景観計画の策定推進に向けた課題という項目がありまして、その中で、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上のため、2020年を目途に主要な観光地で景観計画を策定することが目標に掲げられております。

この中で、美祢市も主要な観光地の1つだろうと思います。

国交省においては、そういった形で——2020年ですから昨年ですか、それまでに、景観計画の策定を推進していくという目標を掲げておられるようでございます。

山口県においても、山口県市町景観形成の手引というものを出されて、景観計画の策定の支援といいますか——されております。

そういった中で、冒頭にも言いましたけども、この景観計画、景観条例について一般質問、何度かされております。

平成26年には、山中議員が空き家問題の関連で、景観計画について触れられております。

そのときの執行部の答弁ですね、これは前後がありますけども、「市には、国定公園である秋吉台をはじめとして、誇るべき景観が数多く存在しております。このような良好な景観を保全し、また、形成していくために、今後、景観法を活用して、景観条例や景観計画の策定を検討してまいります。その中で、景観保全を目的とした、建築物等の外観の維持、保全及び景観支障状態の制限に関することにつきましても、併せて検討してまいりたいと考えております」ということで、景観条例、景観計画について前向きな答弁をいただいております。

平成28年と29年、また30年、3回にわたって、これは杉山議員の一般質問の中でされておりますけども、このときの答弁は、29年度——28年ですから、来年度の早い時期に——これは29年度ですね。「県との同意により景観行政団体へ移行し、その後、景観法に基づく景観行政を執行するため、その根拠となる景観計画の策定作業に入りたいと考えております。しかしながら、景観計画の素案を作成し、住民、

事業者への説明会や住民アンケートを行い、市民への閲覧、都市計画審議会の意見聴取、景観審議会、これは仮称でございますが、を経て、景観計画を策定、告示、運用となりますので、平成31年度をめどに策定をしたいというふうに考えております」という、具体的な時期を示して答弁がございました。

また、次、翌年の29年には、同じく杉山議員の一般質問の答弁で「今後は、ジオサイト等の観光資源の保全や景観の魅力、課題を整理し、市民の意向を取り入れながら、今後の景観形成を図るとともに、平成31年度をめどに、住民、事業者、行政の協働により、景観計画を策定したいと考えております」という、これも時期を明示した御答弁がございました。

そして、平成30年には、やはり杉山議員の質問に対して「また、美祢市総合計画並びに美祢市都市計画マスタープランとの整合性を図りつつ、市民からいただいた貴重な御意見等をしっかり反映しながら、景観計画の素案を作成し、市民、事業者への説明会やパブリックコメント等を行い、都市計画審議会等の意見聴取を経て景観計画の策定、景観条例の制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております」、このときには、明確な時期の答弁はなかったわけですが。

いずれにしても、市長は変わりましたが、一番最初的时候は、今おられます村田元市長のときでございました。あとの3回については、前職の西岡市長の答弁でございました。

そういったことで、従来からこの景観計画、景観条例については、執行部として前向きに進めていくという答弁を繰り返されておるわけでございます。2014年からですから、もう6年、7年が経過をしております。

今日の答弁でも、取り組んでまいりたい、制定したいというお話でございましたけども、これがまた5年先、6年先になるのか、あるいは現実に着手していくのか、その辺の方向性は、もうぼちぼち明確にされたほうがいいんじゃないかと。

といいますのも、我々議会も竹岡議長の主導によりまして、いろんなテーマを持って自主研究グループが発足をしております。我々新政会は、この景観条例、景観計画について、テーマとして研究をしていこうということでございまして。

今までの経緯から見ると、言い方悪いですけど、やりますと言いながら、具体的には、職員の数の問題、あるいは資金の問題等で、なかなか進んでいかないんじゃないかという気がしておるわけでございます。

そこで、今答弁でもありましたように、美祢市にとって重要な施策であるので、取り組んでまいりたいということでございました。

その辺について、市長の考えをもう一度お伺いして、我々としても、できないものを研究してもしようがないので、できるという前提で、我々議員としても研究しながら、時には提言しながら進めていければと思いますので、その辺について、お答えをお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 荒山議員の御質問にお答えさせていただきます。

過去にも何度か議員のほうから御質問をいただいて、その都度、前向きな答弁をさせていただいたわけでございます。これにつきましては、行政の継続性の面から、本当に申し訳なく思っております。

過去に答弁いたしましたように、景観条例、景観計画の策定というのは、本市にとって必要なことだというのは、十分認識——みんなが認識しているところでございます。

したがいまして、立地適正化計画の進捗状況を勘案しながらというふうにお答えしております。再度、内部で時期について調整させていただいて、議会にもお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） ありがとうございます。

今、立地適正化計画の策定に向けて、鋭意取り組んでおられると思います。これは、この中心市街地のまちづくりのためのものだろうと思いますけども、やはり景観について、これは外して考えられないんじゃないかというふうに思っております。

また、観光面においても、秋吉台地域景観・施設整備基本計画というのが平成31年の3月に策定をされておりますけども、ここにも「景観」という文言が入っております。

冒頭言いましたように、観光地であります秋吉台地域、現状は、私の口から言うまでもなく、何と申しますかね、観光地らしくないといいますか、言い方悪いですけど、道端も草ぼうぼうであったり、いろんな面で環境整備の必要性があるんじゃないかというふうに思っております。

ここは国定公園でもありますし、いろんな規制があるということも重々承知しておるわけなんですけど、観光地は、地元の経済活動はもちろんでありますけども、やはり、訪れて来られる観光客の皆さんが楽しんでいただける、非日常を楽しんでいただける、そういう意味でも、いろんな整備が必要だろうというふうに思います。

山中議員が平成何年でしたか、やられたときに、秋吉台地域にある廃屋の関係のこともされておりました。それはそれで、ほかの計画でもできる部分があるんじゃないかと思えますけども。

仮に、その景観計画が策定されないとして——されないというか、そのされるまでの間はないんですけども、それに代わるそういった景観であるとか、その辺のことがほかの計画で、何か対応できるものがあるのかどうか、その辺について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 荒山議員の再質問にお答えをいたします。

1つ上がりましたのが、景観計画の制定で、山中議員のほうから一番最初に出た1つの大きな原因としては、やっぱり秋吉台地域における空き家、廃屋の問題というのは、非常にクローズアップされたところだというふうに思っております。

その他の計画ってということではないかもしれませんが、現在、空き家等に関する特別措置法に基づきまして、空家対策協議会、市長が会長の下設置をしております。その中で、危険な建物、あるいは衛生上よくないもの、あるいは防犯上問題のある建物等を一定の基準の下、協議会で、個々の空き家等につきましては協議をしていただき、最終的には、これは撤去すべきであるという判断の下で、特定空家という形に位置づけられるものがあります。これは、特別措置法に基づくわけですけども。そこで、秋吉台地域において、それに該当するかどうかという部分は、もちろん、しっかりと議論はなされるべきものだと思いますが——私的財産でございますので、議論はなされるべきだというふうに思いますが、特定空家ということに認定した場合には、市のほうの強制力によって、その空き家を排除すると、撤去するというふうな非常に強い法律もございます。

もともとの背景から言いますと、私の記憶によりますが、空き家の特措法が施行されまして、市としても、協議会を発足させるっていう1つの大きな柱としては、やっぱり秋吉台地域の景観、特に廃屋が非常に景観上、景観を阻害しているという

こともありまして、そこから協議会のほうが設置されたという経緯があるかと思
います。

計画ということではありませんが、法に基づいた対処というところも1つはあろ
うかというふうに思っております。

それから、雑草等の問題でございますが、市道ということであれば、市道沿いの
草刈り等、秋吉台地域という観光地でもありますので、そこにつきましては、公費
を充当するという考え方も1つあろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） 景観計画の必須の条件として、地域を特定——特定ちゅうか、
限定をすることができます。

各地の計画を見ても、市全域を対象にしてあるところもありますし、また、地域
を特定して計画を立てておられるところもあると思います。美祢市の場合、どれが
ふさわしいのかというのは、今から検討されたらいいんじゃないかなと思いますけ
ども。

いずれにしましても、景観計画、景観条例というのは、まちづくりに大きく影響
するものでございますし、その趣旨にもありますように、美しい景観を残していく、
引き継いでいくということもございます。特に、観光地を抱えた美祢市は、そんな
意味でも、ぜひ必要なものじゃないかなというふうに思っております。

確かに、これを策定するということになる、人的なもの、そして財政的なもの、
負担、確かにあるということは認識をしております。とはいっても、県内で今11市
が策定をされておるわけでございますので、そんないろんな事例を研究されたら
いいんじゃないかと思っておりますし、先ほど言いましたように、国土交通省のほうも景観
計画策定の手引、当然見ておられるとは思いますが、そういったものも出して
おられますし、様々な支援のメニューもあるというふうに思っております。

本当に、美祢市の職員、よくやっただいておりますけども、日々の業務に追
われておることは重々分かっておりますが、美祢市のまちづくりにとって非常に重
要な計画、条例だろうと思っておりますので、ぜひ、前向きに取り組んでいただけたら
というふうに思いますし、最後に市長のほう、何かありましたらお願いしたいと思
います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 荒山議員の最後の御質問にお答えいたしたいと思います。

おっしゃるように、美祢市の売りは何かと考えたときに、やはり景観条例、景観計画は必要だろうというふうに思っております。

そして、もう1つやっていきたいのが、各種計画はたくさんあるというのは御案内のとおりでございます。計画の取捨選択じゃないんですけど、1つにまとめられる計画はまとめていきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 荒山議員。

○14番（荒山光広君） ありがとうございます。

今、非常に厳しい社会情勢の中、観光客も、どこの観光地も——今はちょっと戻ってますけども、今からなかなか先行きが見通せない状況、そんな中で、せっかくある資源を有効に活用する、これは市長も同じ考えだろうというふうに思っております。

そういった意味でも、今市長が言われた、美祢市にはたくさんの計画があります。いわゆる計画づくりの計画ではなくて、その計画をどう活用していくのかということも大切な視点だろうというふうに思っております。

今から、市長を中心として、このまちづくりについて、しっかり取り組んでいただけることを期待いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔荒山光広君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、14時まで、暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後2時00分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。坪井康男議員。

〔坪井康男君 発言席に着く〕

○8番（坪井康男君） 純政会所属の坪井康男です。一般質問順序表に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

質問のテーマは、次の3点です。1点目は、森林整備事業の進捗状況です。2点目は、美祢農林開発株式会社の経営統合問題の進捗状況です。3点目は、美祢観光開発株式会社の決算書問題についてでございます。

それでは、最初に、森林環境譲与税を活用し、市内の民有林の森林整備を行う事業の進捗状況についてお伺いします。

この事業の予算として、令和2年度の当初予算額が5,473万円、令和3年度は3,895万6,000円が計上されています。さらに、今年度は、森林整備推進事業費として1,200万円が追加されています。

本市の森林は、御案内のとおり3万4,646ヘクタールで、市の全面積の73%を占めており、本市にとって、森林の整備は最重要課題の1つと言っても過言ではないと思います。

令和2年9月に、初めて、この問題について一般質問しましたが、その際、森林整備を進めるにあたり、所有者の森林経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加や担い手不足が大きな問題となっているとの御指摘でございました。

いろいろな困難や障害を克服しながら、ソフト面、ハード面、人材育成事業を鋭意推進中のことと思いますので、事業開始から今日までの事業実績と、今後の事業展開の見通しについて、御答弁をお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

議員御質問の森林整備事業については、森林環境譲与税を活用して事業を推進していることから、まずは、森林環境譲与税の用途について、御説明をいたします。

用途については、間伐や路網といった森林整備、そして、森林整備を促進するための人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないというふうにされております。

それでは、森林環境整備事業の進捗状況であります。

この事業は、1つ目として、森林経営管理制度に基づく森林調査業務、2つ目として、所有者の意向確認等の調査準備業務、3点目として、経営管理集積計画策定業務、4点目として、ICTを活用した森林材積量調査、5つ目として、スマート林業推進のためのICT機器購入の補助であります。

具体的には、森林調査業務としまして、昨年度に引き続き、これまで森林所有者

が自ら管理できない森林や、森林所有者が不明な森林等を集積・集約するための事前調査業務を行うものであり、令和元年度に秋芳地区7,923ヘクタール、令和2年度には美東地区6,169ヘクタール、今年度は美祢地域の一部として、豊田前・東西厚保・於福・大嶺町の一部の6,169ヘクタールにおいて調査を行っている状況であります。

次に、意向調査業務としまして、森林所有者へ今後の森林整備の意向を聞き取る調査を行うものでありまして、現在、秋芳地区において調査を行っている状況であります。

ちなみに、昨年度、意向調査を行った秋芳町岩永下郷地区と本郷地区の一部の結果を申し上げますと、202人の対象者に対して137人から回答を得ており、そのうち、市に委託を希望される森林所有者は77人で、これは意向調査全体の38%に当たります。

次に、経営管理集積計画策定業務としまして、意向調査により市が経営管理権を委託された森林の経営計画の作成に関する業務であり、今年度は、秋芳町岩永下郷地区60ヘクタールに対しまして、計画策定をする予定で準備をしております。

次に、森林材積量業務。これは、ICTを活用するわけですが、意向調査実施箇所において、ドローンによる写真測量を実施をいたしまして、樹頂点の判読——木の幹の頂点の判読です。それから、材積量の解析、効率的な路網の整備——路網の調査を行うものでありまして、現在、材積量の調査を行っている状況であります。

最後に、林業ICT化支援事業補助金としまして、設計・施工の省力化、低コスト化を図るためにICT機器の購入及びリース料の補助を行うものでございますが、現時点では申請はございません。

併せて（2）森林整備推進事業の進捗状況であります。

この事業は、1つ目として、効率的な作業道開設のための補助金、2つ目として、森林経営を市に委託した者と自ら森林経営を行う者との不公平感を軽減するための補助金であります。

具体的には、多目的作業道開設事業補助金としまして、国の補助事業の要件を満たさない小規格の作業道開設費用に対しまして補助を行うものでありまして、現時点では4路線について作業道開設の申請がなされているところでございます。

次に、森林整備推進事業補助金、これは拡充したのですが、これといたしまし

て、森林経営を市に委託した者と自ら森林経営を行う者との不公平感、先ほど申し上げましたが、これを軽減するために、国・県の補助対象事業に対し、造林補助標準事業費というのがあるんですけども、これとの差額を補助するものでございまして、現時点で、下刈り・保育間伐・再造林・新植などに対しまして155件の申請がされております。

そのほかにも、森林環境譲与税を活用した事業に、ソフト事業といたしましては、森林資源を継続的に活用するため、林業の担い手を育成する林業担い手育成対策業務、それから、効率的な森林施業を図るため、林道の維持補修をする林道維持管理事業があります。

森林環境譲与税は、令和元年度から譲与が開始され、適正な使途に用いられることが担保されるように、使途につきましてはホームページにおいて公表をしているところでございます。

今後も、安定的に森林環境譲与税による財源措置が見込まれますことから、これまで以上に林業施策を展開する必要があると思っております。

森林環境譲与税を活用し、里山の再生と持続可能な森林整備の推進、森林の環境保全・防災を実現し得る様々な林業事業の推進、また、新たな雇用の場の創出など、県、林業事業体、そして森林所有者と一体となって、地域の実情に応じた森林整備等が着実に進むように取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） ただいま御答弁があったように、美祢市は「森林市」と言っても過言でないと思います。

ただし、本事業対象の調査段階でやってくださいという民間の数が四十——5割未満だったですね。なかなか難しい問題があると思いますが、ひとつ、せつかくの国の補助金ですから、しっかり活用して、美しい山、美祢市の構築に、ぜひ継続的に御努力を願いたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に移ります。

美祢農林開発の経営統合問題についての問題です。

この問題に関する今年9月の私の一般質問に対し、篠田市長は次のように答弁されています。

以下、篠田市長の発言です。

美祢農林開発株式会社の経営統合問題についてでございます。

令和2年6月定例市議会一般質問において、美祢観光開発株式会社及び美祢農林開発株式会社の社長に対しましては、経営の健全化及び地域への貢献、併せて経営統合について検討を行っていただくことを依頼しています。とお答えしております。

その後の状況でございます。会社とも協議を行う中で、会社として、何よりも経営の健全化と従業員の雇用を考える中で経営統合を考えていきたいとの申出があることから、健全化に向けた道筋の方策について、市も協力を行うことで一致しております。

具体的には、美祢農林開発株式会社が管理・運営する美祢市農林資源活用施設の今後の在り方の見直し、管理運営事業や補助事業の今後の在り方を含めて、第三セクター改革推進委員会の意見を踏まえながら再検証を行い、今後の施設の活用方策を決定してまいります。

そのためには、並行して金融機関や民間経営コンサルタントのノウハウを活用し、道の駅おふくの美祢観光開発株式会社との統合を見据えた財政基盤の安定化と、そのための経営戦略を確立し、最善の施設活用案を踏まえた結論に向け、今後の作業を進めていく予定でございます。

このように答弁をされておられます。

で、この問題についての私の通告書には、2つの視点からの質問を提示しております。

すなわち、1つは、竹箸製造に代わる刑務作業の代替案の検討はどこまで進んでいますか、というのが1つです。

2つ目は、経営統合の具体的方針でございます。

そこで、今、引用いたしました篠田市長の発言内容、たくさんのことを言っておられます。整理すれば、次のようになろうかと思えます。

まず、経営統合の関係者として、5つの組織、人が関与しているとのことでございます。1つは大株主としての美祢市、2つ目は美祢観光開発と美祢農林開発の代表取締役、3つ目は三セク改革推進委員会、4つ目は金融機関、5つ目は民間経営コンサルタント、このように5つの組織、人に、いろいろと御協力を仰ぐという内

容になっております。

それから、経営統合の内容について、まず、第三セクターの経営自体、これについて、経営の健全化・財政基盤の安定化・経営戦略の確立・最善の施設活用というのが上がっています。

それから、2番目に、地域への貢献ということを述べておられます。

3点目が、従業員の雇用と、こういうことが列挙された。

そして、関係者がそれぞれ関与して、代表取締役と市が協力し、委員会が意見を述べて、金融機関とコンサルタントにはノウハウを提供してもらう。

これが篠田市長の発言内容でございました。

なお、私は、刑務作業をどうするかという点も重要で、法務省も関係者に加えるべきであると、このように考えます。

そこで、質問です。

結局、具体的には——具体的に経営統合案をまとめて、それを現実に実行することが最終的に求められるものだと思っております。

通告書に記載しています経営統合問題について、この2つの質問、すなわち、刑務作業の代替案検討の進み具合と経営統合の具体的方針について、簡潔な御答弁をお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

美祢農林開発株式会社は、美祢社会復帰促進センターの開設以来、長年にわたり、刑務作業の一部として竹箸の製造事業を提供しております。

竹箸の製造は、地域資源の有効利用と美祢社会復帰促進センターの刑務作業の連携により地産地消を目指し、市内を流れる河川流域の竹を使用して生産しており、製造された竹箸は市内の飲食店を中心に販売をし、御利用をいただいております。

しかしながら、美祢農林開発株式会社の経営改善及び刑務作業機器の維持管理の面で、竹箸の製造を今後も継続するべきかにつきまして、昨年度から関係機関との意見交換や庁内協議を行っているところでございます。

竹箸の製造は、美祢社会復帰促進センターの刑務作業の一翼を担っており、この取組は、本市の共生社会実現に向けてのシンボリックな事業でございます。

こういった状況を踏まえながらも、竹箸製造の刑務作業の提供は、製造設備の老朽化や収益率の観点から、大幅な転換を視野に入れて検討を進めている状況にあります。

現在、竹箸の製造に限らず、市や美祢社会復帰促進センターにとって有用で、かつ安定した作業量が提供できる民間事業者に刑務作業を提供していただくことを含め、市において事業者を探しているところでございます。

これまでも、市内事業者による刑務作業の利用促進のため、関係団体に対する意向確認や、地域の伝統的な産業を刑務作業に生かせないかなど事業者と調整を行ってまいりました。

刑務作業の見直しにあたっては、引き続き、美祢社会復帰促進センター側と十分な情報共有を図りながら、早期の方針決定を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、経営統合の具体的な方針についてでございます。

美祢農林開発株式会社と美祢観光開発株式会社の2つの第三セクターの在り方について、現在、その方針については、第三セクター改革推進委員会からも提言がありました吸収合併の方式を軸に、検討を進めておるところでございます。

なお、経営統合を行うとした場合、まずは、美祢農林開発株式会社の経営改善が急務であり、その手順として、刑務作業の整理と農林資源活用施設の役割の見直しが必要であると、専門家の意見も踏まえて整理をしております。

刑務作業の整理につきましては、先ほど申し上げたとおり、今後、美祢農林開発株式会社から刑務作業部門を切り離すことを視野に入れ、取り組んでいるところでございます。

さらに、美祢農林資源活用施設の設置目的は、農林資源を活用した加工品を製造・販売することで、農業従事者や森林所有者の所得を向上させるとともに、地域の雇用を創出し、もって地域の活性化に寄与することではありますが、この施設の今後の役割について、関係団体を交えた協議を重ねていくこととしております。

その上で、来年度の早い時期までに、美祢農林開発株式会社と美祢観光開発株式会社の在り方につきまして、専門家の御意見を聞きながら、よりよい方向性をお示ししてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） この問題につきましては、もう長いこと、私は、この議会でいろいろと注文を申し上げております。正直言って、遅々として進んでない。こういう印象は拭えません。

しかし、大変重要なことですので、しっかりと関係先、協力してやってほしいと思いますが。

要すれば、私、端的に申し上げます。篠田市長のリーダーシップ、見えないんですよ。何か三セクの社長さんをお願いしたとか、それは本末転倒じゃないですかと思っています。

これ以上声を荒げると問題がありますので、穏やかに言いますけれども、ぜひ、ひとつ、もっともっとリーダーシップを発揮していただいて。三セクの社長がね、これできないんですよ。行政が始めたことですから、もともと。ぜひ、お願いをいたしておきます。

それでは、次の質問です。

美祢観光開発の決算書問題、すなわち、市から支給される指定管理料を売上高に計上するか、営業外収益に計上するかの問題でございます。

最初に、税理士見解の正当性の検証、これに関する質問でございます。

私の請求に応じて、令和3年9月7日に税理士より提供——提出された回答書に記載された内容について伺います。

税理士回答書第4項の「令和2年度の指定管理料の表示について」の中において、税理士は、「指定管理料が委託を受けた経営管理の対価としての性格を持つのであれば、営業収益収入が妥当と思われます」と、このように記載してあります。

平成27年度に、美祢市と美祢観光開発との指定管理に関する年度協定が改定され、指定管理料は、それ以前の灯油代高騰時の補助金的なものから、管理業務の対価に変更されました。

その後、令和元年度も、令和2年度も、指定管理料が管理業務の対価である、そのことに何の変更もないことを税理士さんは御存じです。知りながら、税理士さんは、令和2年度、すなわち中嶋社長に交代した年度の決算に関して、なぜ、「委託を受けた経営管理の対価としての性格を持つのであれば」と、言うなれば、これ仮定法っていうんですか、何法っていうんですか。このような表現をされているのか、

その理由をお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

市の指定管理料の会計処理につきましては、美祢市指定管理に関する指針に基づき、指定管理業務を行っていただくための必要な標準的な収入及び標準的な支出から、管理運営業務全般に関わる経費全般を算出し、必要な業務の対価として支払っておるところでございます。

したがいまして、管理運営業務に関わる指定管理料につきましては、請負業務の対価であることから、売上高に計上されるべき委託料となるものでございます。

美祢観光開発株式会社におかれましても、税理士に依頼され、その見解を基に社長の判断により、令和2年度決算書におきまして売上高に計上されております。

なお、令和3年9月7日付でいただきました税理士による回答書の4番に「委託料を受けた経営管理の対価としての性格を持つのであれば、営業収入が妥当と思われまます」との記述がございますが、これは、委託料であっても、予想外の出費を補填するためのものであるなどの偶発的な側面を持つものであった場合、営業外収益となり得ることもあることから、このような表現をされたことを確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 今の御答弁の中で、指定管理料の対象が偶発的な何か要素が加われば、それはどうのこうのという御説明でありました。納得できるような御説明にありません。

よくね、税理士さん御存じですよ。指定管理業務の対価ということで御存じですよ。

だけど、そんな偶発的なね、偶発的な何か膨大な——例えば、どういうことですか。納得できませんね、今のような御説明では。非常に不自然です、お答えがね。そうですか、分かりましたって、にわかには言えないような、そういうお話です。

私はね、もう税理士さんよく御存じですよ、内容。だけど「あるならば」って、あるのは当然じゃないですか、1つも変わってないんですよ。あえてそんなこと言う必要ないじゃないですか。おかしいです。納得できません。

こればかり言っっても始まりませんのでね、次にいきますよ。

○議長（竹岡昌治君） 何か答弁されるの、聞かれてないですよ。いいですか。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御見解に、改めて御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、こちらの答弁におきまして、偶発的なものと申し述べましたけども、税理士の回答書の2番に「平成27年度より指定管理料を営業収入としてある件について」という記述がございます。

ここの2番の中に、坪井議員も言われましたように、「平成26年度までは、灯油代の高騰などの予想外の出費を補填するための委託料であり、偶発的な側面を持つ比較的少額なものでございました」という記述がございます。こういった事例を指しておるものでございます。

こういった事例があれば、それは営業外収益に計上すべき金額であり、業務の対価であれば営業収入のほうに計上すべきものという税理士の見解でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） ますます、何だか分からなくなりました。

結局、さっき繁田部長が説明されたように、もう27年度以降は、何もかも込みでね、込みで、指定管理料として払いますよということでしょう。何もかも込みの中に、異常な灯油代の高騰とか、そんなことあり得ないです。非常に不自然な御答弁です。

もし、何かあればお伺いしますが、なければ、もう次行きます。

○議長（竹岡昌治君） 進んでください。

○8番（坪井康男君） あるそうですよ。

○議長（竹岡昌治君） まだやる。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御見解に対しまして、再度、御説明をさせていただきたいんですけども。

ただいま言われましたことは、全般の業務運営の対価を支払った上で、燃料代の高騰等の支出があるような旨を御説明されたように伺いましたけども、私が申し述べましたのは、税理士の回答の2番目にあるものは、平成26年度までは、全般的な

管理運營業務の対価は支払っておらずに、偶発的に発生した燃料代の高騰等の経費をスポット的にお支払いして——お支払いした委託料について申し述べたことでありまして、そういったスポット的な支出に関しては、委託料であっても、年間を通じた全体的な経営管理の対価ではありませんので、営業外収益に計上されていた年が26年まではあったということを申し述べておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 今、繁田部長ね、申し上げているのは、あれですよ、令和2年のことに関してであるならばと表現されているんですよ。

だから、今のあなたの御答弁は、何だか全く分かりません。

次にいきます。次の質問です。

税理士回答書の同じ第4項に「令和2年度の会計処理については、中嶋社長の御検討をいただき、従前の形に戻すことになったものです」、このような表現がされています。

で、決算書は社長が作成します。専門家である税理士に内容の適否の確認を求めるとというのが通例であると認識しておりますが、「中嶋社長の御検討をいただき」と文章に書いてありますよ。これはどういう意味なのか。この点について、税理士に再確認していただいたと思いますので、再確認された税理士の回答をお聞かせください。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

「令和2年度の会計処理につきましては、中嶋社長の御検討をいただき、前期の処理を従前の形に戻すこととなったものです」という回答でございますが、ここにある検討といいますのは、社長に確認をいただいたことを意味するものであるとの見解を、税理士から確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 社長に、税理士さんが何を確認されたんでしょうか。意味不明です。

そもそも、繁田部長ね、税理士が——これ見ますと、税理士があたかも中嶋社長

に御検討いただいたというふうには文脈は読めないですよ。

決算書の問題について、税理士が何で中嶋社長に御検討いただくんですか。本末転倒じゃないですか。おかしいですよ。

何か御答弁があれば、もう一遍お聞きしますけども、なければ次行きますよ。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の再質問にお答えをいたします。

「中嶋社長の御検討いただき、前期の処理を従前の形に戻すこととなったものでございます」というこの見解は、前期の社長が、指定管理料を営業外収益に計上されるという方針を示されたわけですが、新しい中嶋社長は、この方針に沿われるものか、それとも、本来の営業収益に計上し戻すお考えなのかという点を、税理士の決算書調整上、会社の社長に意向を確認されたものでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） それならば、もう次に行きますよ。関連した質問します。

会社法に基づく決算手続ってのがあります。決算手続は、株式会社ですから、当社は、会社法の規定に基づいて決算の手続がなされます。

これによりますと、最初は、会社は各事業年度に関わる計算書類及び事業報告書並びに附属明細書を作成しなければならん、会社は、ということですね、これが最初です。

監査役設置会社、この美祢観光開発は監査役設置会社ですから。設置会社においては、計算書類及び事業報告書並びに附属明細書は監査役の監査を受けなければならんと、こうなってます。

3点目が、取締役は、監査を受けた計算書類及び事業報告書を定時株主総会に提出しなければならん。

最後が、提出された計算書類は定時株主総会の承認を受けなければならんと、このような会社法の規定になっています。

で、税理士が、今のような、御検討をお願いしますと中嶋社長に言われたのは、どの段階でしょうか。決算書ができる前の段階でしょうか。監査役の監査を受けた後の段階でしょうか。定時株主総会に提出する直前でしょうか。どの段階で、このようなことを税理士が中嶋社長に言われたか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

税理士におかれましては、決算書調整と税務申告を行う上で、指定管理委託料などの収入を営業収益に計上するか、営業外収益に計上するかというような仕訳を行う上で、社長に確認を行われたところでございます。

その確認につきましては、今御説明のありました、1 計算書類等の作成及び保存。つまり、各事業年度の計算書類を作成する段階で確認を取られたものであると確認を——税理士から確認を取っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 何かすっきりしないですね。

前年度を営業外収益に計上されてるから、中嶋社長にまた同じことを踏襲されたら困るから、どなたかが言ったんじゃないんですか。おかしいですよ。こんな話ありません。

決算書を作る段階か、あるいはその前に、これどっちに上げるべきですかって、税理士が社長に何で御検討いただくんですか。まるっきり理解できません。

次にいきます。最後の質問です。

美祢観光開発株式会社の決算書問題に関わる篠田市長の議会での発言の真実性の検証に関する質問です。

令和3年6月の一般質問で、私は、篠田市長は、令和元年度の決算承認時株主総会において、前任の山田社長の意向がどうであれ、株主権を盾に、指定管理料の売上高計上の方針をなぜ貫徹されなかったかとお伺いしました。

これに対して、篠田市長の答弁は次のとおりでございました。「決算書につきましては、会社が作成され、税理士の調整の下提出された件です。専門家の目を通された結果、作成された決算書ですから、意見だけ申し上げました」と。

この中で「税理士の調整の下」という言葉がよく分かりません。これは、篠田市長御自身から御説明をお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和3年6月16日の一般質問の際に回答申し上げました「税理士の調整の

下」についてであります。この調整とは、税理士において行われる会計処理を示したものであります。

美祢観光開発株式会社では、毎月の会計処理を含め、税理士にその処理を依頼していますことから、そのように表現したものでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） また不思議な御答弁です。

会計処理の問題、一々税理士にお聞きになるんですか。違うでしょう。会計処理は、当然、美祢観光開発株式会社の経理担当が行うんですよ。それで、よほどの疑問があるならば、それは税理士にお聞きになると。

税理士ってのは、基本的には税務申告をする、その役目ですよ。その税務申告をする関係で、前提になる会計処理が妥当かどうかと、そういうことでありましてね。何か税理士に丸投げしてるような御答弁ですよ。とっても変です。おかしいです。

だから、そもそも税理士が調整するなんて、ないんですよ。聞かれたことだけを税理士は答えになる。それが普通です。

何だか今の御答弁、よう分かりませんが、もうあんまり時間がないので、次に移ります。

この後、さっきの質問に対して、さらに答弁をいただきました。私は、その今の御答弁ですよ、重ねての私の問いに対する、もう一遍聞きました、篠田市長に。市長の答弁は次のとおりでした。

令和元年度の決算において、令和2年5月に開催されたが、当時は山田社長は出席しておりませんでした。したがって、そこまで強い変更を要請する案件ではないと判断しましたと、こうおっしゃってますよ。

この篠田市長の御答弁について、私はちょっと疑問を感じるんです。4点あります。

1点目「したがって、そこまで強い変更を要請する案件ではない」、したがってってことはどういうことです。全然、別もんですよ。何もしたがってない。この論拠が分かりません。

それから、2点目、山田社長は出席されていない。これは事実として分かります。

3点目、そこまで強い変更を要請する案件ではない。これは、会計処理の変更の

程度が重大ではないと。軽微であると判断されたと私は思います。

それから4点目が、山田社長の出席の有無と会計処理の変更の程度は、全然別問題ですよ。1つも関係ないんですよ。

そこで質問ですが、山田社長作成の決算書を定時株主総会で承認した——承認されてますよ、本当の理由は何でしょうか。

結局、税理士が調整したものだからという、調整の問題になると思いますが、いかがですか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

調整の問題でございますか。

税理士という専門家が——専門家の意見を踏まえてつくられたものというふうに御理解いただければと思います。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） お言葉ですけども、税理士のチェックは、出来上がって、その上で、何か瑕疵その他問題はないんですかと、これを確認してもらうのが税理士の役目ですよ。

何だか、最初から税理士全部丸投げしてよろしくって、そんなばかな話ないですよ。

もう時間ありませんので、最後の締めくくりの質問をいたします。

道の駅おふくの令和元年度及び令和2年度の市から支給される指定管理料、元年度が1,606万6,000円でした。2年度は1,248万1,000円でございます。これを営業外収益に計上するのか、それとも売上高に計上するかの問題について、税理士回答書の正当性及び篠田市長の先ほどからの御答弁の内容の、あるいはその以前も含めて、真実性——真実性というのは、まあ難しく言ってるだけで本当かうそかっていう話です。で、これは、もう検証する手段がないんですよ。

そこで、これが最後の質問です。

指定管理料の会計処理に関して、令和元年度、令和2年度、それぞれについて、当然ながら監査報告書がついてるはずですよ。並びに、株主総会議事録にこの件に関してのみ、どのように記載されているか、その内容を御答弁ください。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

指定管理料に関します株主総会での議事録及び監査報告書につきまして、どのように記載がされておるかということですが、会社が作成をされる総会議事録等は、それぞれ会社によって、法律で定められた記載事項に基づきまして整理をされておりますが、それぞれ指定管理料に関しますところといいますのは、それぞれの事業年度の事業報告及び決算報告の承認に関する件ということで、それが可決をされた、または監査の監査報告書によって、事業年度の計算書類、貸借対照表、損益計算書、個別注記表等の明細書を監査した結果、適正かつ正確であることを認めますというような記載報告がされておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） まあ、いろんなことをおっしゃいましたけども、監査役の監査報告には、適正でありましたと、そういうことだと、私は理解いたしました。

あのね、今のような御答弁で、私、何でここまでいろいろ申し上げるかと言いますとね、やっぱり市長、三セクの事業経営内容、市民にあなたは、きちっと細かく説明される義務があるんですよ。あなた、何かボンと丸投げして、自分の問題じゃないかのごとく人ごとみたいにお答えになるけど、説明責任があるんですよ。私は、市民の代表としてお聞きしてるんです。説明してくださいませ。

もし、それがきちんと説明できないと言うんならば、あなたの市民と共に行くという公約は、私はちょっと問題があるやに思います。もう一遍きちっと教えてください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

第三セクターの事業報告、決算報告については、議会でもお示ししておりますし、広報でもお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） また木で鼻をくくったような御答弁じゃないですか。それは駄目ですよ。

やっぱり、市民の前に分かりやすく説明してください。私は市民の声を代表して、

あなたに届けてるんです。

どうしてもお答えにならんとするんなら、もう信用できないということを申し上げて、私は終わります。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと坪井議員、質疑とこのやりとりの間で、繁田部長は、中嶋社長と検討というところ、あれは、税理士さんにお聞きしたら、検討じゃなくて確認だとおっしゃったんですが、最後まで、検討だという言い方をされたんですが、その辺は。

○8番（坪井康男君） 現に、税理士の文書に書いてあるんです。

○議長（竹岡昌治君） それで、確認したら、検討じゃなくて確認をしたという答弁なんです。

○8番（坪井康男君） 税理士っていうのは、一遍出した文書をそんな簡単に変更なさるんですか。それはない。それは信じられません。

○議長（竹岡昌治君） じゃあ、結局、答弁は確認ということだったという答弁は受け止められませんか。

○8番（坪井康男君） はい、それだけです。私は信用しません。

○議長（竹岡昌治君） 分かりました。

○8番（坪井康男君） 以上で終わります。

〔坪井康男君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、3時5分まで休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後3時06分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。猶野智和議員。

〔猶野智和君 発言席に着く〕

○9番（猶野智和君） 無会派の猶野智和です。本日、最後の登壇になります。大変皆さん、お疲れのところと思いますが、最後までお付き合いのほどよろしく願いいたします。

一般質問順序表に従いまして、質問をさせていただきます。至らぬところ多々あると思いますが、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

まずは、秋芳洞内環境悪化への現在の対策状況について、質問をさせていただきます。

先日、地元の秋吉公民館において、特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会市民説明会というのが行われました。私も参加させていただきまして、そこでの報告を一緒に受けることができました。

そこに報告されたことは、私が何年か前に、ちょうど議会でも質問させていただいたんですが、ちょうどそのときに、この事業が始まる頃にもマスコミで報道されておりまして、それに関して、私が議会で質問させていただいたのを覚えております。

秋芳洞、皆さん、よく御存じだと思いますが、昔に比べると、なかなか植物が繁茂していたりとか、昔に比べると、ちょっとくすんでいるんじゃないかとか、洞内の環境について御心配されてる方が多いと思います。

そういう皆さんの中で、そういう環境に関して根本的に改善していくということで、そういう検討をしていくという事業が始まるということなので、当時私もすごい期待して、この事業の始まりを迎えた思い出がございます。

あれから、多分2019年からですかね——に始まって、コロナの影響もあって、この2021年、3年かかって、こういう報告が出てまいりました。

19年から21年にかけて、この間に、洞内の根本的な環境の調査が行われたそうです。学者の先生方が委員に選ばれておられまして、この中で、実際の今、秋芳洞の状態、そういう植生がどの程度繁茂しているのか、どのぐらいダメージを洞窟は受けているのかとか、そういう基本的なことを学者の先生方が調べてこられた。

その中において、それらを再生していくにはどうしたらいいのかという手法を幾つか見いだして御提言されたというのが、この説明会における報告の大まかな内容でございました。

で、私、その話を聞いておって、当初期待しておったものよりも、もう正直言います、期待以上の、何ていうか報告だったと、個人的には思っております。

どういう内容かは、今から執行部のほうから内容を説明していただきたいと思いますが、今までの自然保護の在り方とはちょっと違うアプローチ——ちょっとじゃないですね、180度違うと言ってもいいかもしれませんが、そのようなものが学者

の先生方の中で検討されていくというようなお話が出てまいりました。

今後、ここで報告された手法が、実際2022年、来年度から2年間かけて、実際に実証実験が行われていくそうで、その中の手法の中で、当然、実際使えるもの、使えないもの出てくるのかもしれませんが、将来的に、秋芳洞の今の大きなダメージを復活させるという期待ができるような事業ではないかと、個人的には思っております。

そこで、特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会報告について、執行部のほうから概要の説明をよろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、猶野議員の特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会の報告についての御質問にお答えをさせていただきます。

猶野議員も市民説明会には御同席をいただきまして、二重な説明になるかもしれませんがけれども、参加者は40名弱の参加で、オンラインを含めての参加でございましたので、ここで多くの市民の皆様方に、あるいは議員各位の皆様方に御報告の概要を説明できますことを大変うれしく思います。

照明植生対策のきっかけについては、平成29年12月に文化庁の調査官が美祢市を訪問され、現地視察を実施した際に、秋芳洞内の植生に対して対策を行うべきではないかと指摘されたことに端を発しております。

そこで、洞窟に係る水質や生物、気象等の専門家6名からなる照明植生対策委員会を令和元年度から立ち上げ、国庫補助を活用した緊急調査及び再生方法の検討を始めました。

本事業を所管される文化庁としても、全国の洞窟で同様な事態が発生していることに憂慮されており、本市での取組が今後の参考になるものと、大きな期待を寄せられているところでございます。

現在の対策委員会の状況としましては、委員の調査により十分なデータが得られ、調査報告はもとより、再生手法の提言を盛り込んだ報告書の執筆に取りかかられているところであります。

本来、洞窟は自然光が届かない暗闇であるため、光合成によりエネルギーを得る植物は、洞窟内には生育することができません。しかしながら、秋芳洞を観光洞として活用するため、照明を導入したことで植物の生育が始まり、平成23年のLED導

入後も照明植生は繁茂しており、観光活用、文化財保護及びジオ資源保全の観点からも、この対策は避けて通れない問題と認識しております。

委員の調査によって判明した内容としましては、今の植生は、緑藻やシアノバクテリアであり、蛍光灯を使用していた時期に繁茂していたシダやコケ類は、比較的少数となっております。

洞内の水分に加え、壁面や鍾乳洞には、洞内に生息するコウモリのふんに由来する栄養分が蓄積しており、そこに光を照射することで植物が光合成できる条件がそろい、何らかの植生が生じてくるという結果であります。

一方、対策委員会が考案した再生手法としましては、秋芳洞の影響が小さいものから、植生への光を削減するための照明の調整、植生定着を防止するために水を流す手法、及び植生の育成を阻害するための紫外線光の照射による抑制と薬剤の使用による除去であります。それぞれメリット、デメリットがあることから、これらを組み合わせて対応すべきではないかということであります。

今後の進め方としましては、報告書が完成した後、まずは令和4年度と5年度で再生手法に係る提言を基に、洞内の一部で再生手法を実施し、秋芳洞の影響と効果を検証いたします。

それを踏まえて、作業内容等のガイドラインを確立した上で、令和6年度以降には、洞内の継続的な維持管理を行いたいと考えているところであります。

いずれにしましても、現在の照明植生対策委員会はもとより、山口県、文化庁及びほかの有識者と協議を重ねながら、文化財保護法、自然公園法、そして洞窟に関する各種ガイドラインを遵守し、照明植生を除去、あるいは抑制する対策を講じることで人工的影響を受ける以前の環境に近づけ、その維持を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 概要説明、ありがとうございます。

私が今、説明の中にあつたんですが、どの点が期待以上かっというところなんです。今までは自然保護といいますと、基本的には、自然のものには、もう人間は一切手を触れちゃ駄目、もうとにかく自然のものに人が手を加えることは悪いことっていうのが大原則だったと思うんですね。今回は、そこではなくて、もう環境を

戻すためには、人の手を加えないといけないという、今までとは全く違う考え方に基いた保護に移っております。

昔からちょっと思ってたんですが、確かに自然遺産的なものは、確かに人間が手を加えないほうが、人間が負荷を与えないのが一番っていうのは思いがあります。しかしながら、秋芳洞のような観光洞窟においては、人が手を一切加えないというのは実質無理でありまして、常に人間が出入りして、環境というか、洞窟内の自然に負荷を与え続けている中で、本当に見てるだけで大丈夫なのかっていう思いはございました。

実際問題、秋芳洞の中で象徴的なのは、黄金柱の件、当日の報告会でもありましたが、十何年前の黄金柱の写真と現在の黄金柱の写真を2枚並べたスライドを出されてましたが、十何年前の写真は白く、すごくそういうコケなども生えていない状態のもので、ちょうどその後にLED化して、光が強くと当たるようになった後の黄金柱というのは、緑色に大きく変わっていったと。

そういう中で、何もしないままだったら、どんどんどんどんこういう状態になっていくと、かといって照明をつけないわけにもいかないと、観光洞窟でありますので。

そういう中で、どうしたらいいかというところで、多分今回、市としても動かされた——市というか、多分国レベルで、多分今、動かれているんだと思うんですね。

多分、当日の説明の中にもありましたが、今回の実証実験は、他の観光洞窟の先駆けとなるという文言がございました。文化庁のほうからすると、ここで報告が上がってきたものを、他の洞窟を含めた自然遺産をどうやって守っていくかという1つのケースに必要としているんだと思うんですね。

そこで、消極的な見てるだけの自然保護から、積極的にアプローチしていく自然保護に変えていこうという大きな転換が、この事業の本当の意味なんだと思います。

一つ一つ——今、報告の中ではさらっとおっしゃいましたが、実際どういうものが考えられたかという、その報告の中では、大きく4つの報告がございました。

1つは、LEDをつけることによって、大きく藻類ですとか、シアノバクテリアが繁茂してきたということなので、その照明自体を調節することによって抑制することはできないかという、光の照明を調節するというのがまず1つ。

2番目に、流水による手法ということで、鍾乳石の表面に水を流すことによって、

その植生が定着すること自体を防いでいくという、これ考え方ですね、それが2つ。

3つ目に、紫外線を当てることによって、植生を阻害していくと。よく——このコロナでもありますが、いろいろなスリッパが下駄箱の中で紫外線とかがついていたとか、昔から散髪屋の中で、紫外線の中に、いろいろなはさみとかを入れられて殺菌されるということで、紫外線には強い殺菌力がありますので、それを利用したものを考えていらっしゃるのが3つ目。

4つ目は、薬剤を使用して除去していこうという考え方です。これは、かなり私の想像を超えたレベルのものをアプローチされるんだなと思います。

この薬剤といいますのは、今、それこそコロナのときに、よくお店に入ったときにシュッシュって——なんかに使われているもので、塩素系の薬剤だったと思うんですが、皆さんが日頃お飲みになっている水道水の中にも含まれておりますし、殺菌剤としては非常にポピュラーなもので、それ人間にはほぼ害はないんですが、それで、そういうバクテリアとか藻類には結構効くということで。それが、どのぐらいのレベルで、環境の負荷とその効果の費用——効果の——費用対効果って、こういうとき、なんていうんですかね、そういう境目みたいなのも多分、今回の実証実験で探っていかれるんだとは思いますが。

今言った、照明、流水、紫外線、薬剤、後になるほど自然に対する負荷が強いということなので、できれば照明だけでいけばいいんでしょうが、ひどいところには、この4番目も含めて、今それこそ学者の先生方が今後2年間かけて、それらを、手法を考えていかれるのだと思っております。

実際、秋芳洞にかけて、こういう1つの先駆けということですので、ぜひとも成功させて、秋芳洞の再生をしていただきたい。

1つ、再質問になるんですが、そこのスライドで、緑の黄金柱と今現在、十何年前は白色の黄金柱だったんですが、私ども——私が子どもの頃に見た黄金柱とは、十何年前の黄金柱ですら、もう既に違うんですよね。白い黄金柱は、それ白金柱ですよね。本当、子どもの頃見たときは黄金柱だった。当時の照明のせいもあるかもしれませんが、子どもの頃見た黄金柱は、もっと水分があったのか、湿度があったのか分かりませんが、やっぱり表面がうっすら濡れていて、それこそ光が当たったときに、きらきらと黄金色に輝いて、それこそ黄金色に輝いていたと思うんですが。

できれば、平成の頃の洞内環境ではなくて、昭和の頃のものにまで戻すにはどう

したらいいかということで、今回の——今回、基本的に植生に対してのものだったと思うんですが、もっと前の本当の洞窟のある姿に戻すにはどうしたらいいかというところまで、ここの研究をぜひ進めていただきたいと思うんですが、その辺り、執行部としてはどのようにお考えか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、猶野議員の御質問にお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、私たち昭和の子ども時代に、猶野議員がおっしゃったとおりでありまして、本当に子ども心にも驚愕と、それから畏敬の念を持って秋芳洞に入った記憶を今思い出しておるところでございます。

当然、報告書に基づいて、これから実証実験を重ねて——2年間の中で重ねていく中で、より手法としてすばらしい手法、ベストミックスをどのように専門家の皆さんが導き出していただくかというのは、大きな鍵になるとは思いますけれども。

議員御指摘のように、文化庁をはじめ、自然保護の観点を大きく変えてきたということは、今全世界で行われているSDGsの視線、サステイナブル・ディベロップメント——持続可能な開発をどうしていくのかという視点に、今我々も認識して行動しなければいけないというふうなことだろうと思いますので、ぜひ、本当の黄金柱をもう一度世界の皆さんに見ていただくために邁進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 教育長も同じ秋芳町出身の方ですので、当然、よく御存じだと思います。

やっぱり、平成の頃で、もうちょっと大分変わっていたところがあったと思うので。かといって、私ども素人があれこれ言うわけにもいきませんので、ちょうど今回携わっていただいた先生方に御相談いただきながら、いい方向に向かっていただければなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、秋吉台保存活用計画についてです。

秋吉台保存活用計画というのが今現在進められ——検討されております。私も委員の1人にさせていただいておりまして、立場的には、地元の商店街の一員の1人

ということで参加させていただいておるんですが、基本的には、結構長いこと検討のほうは進んでおるんですが、最初のうちは、それこそ学者の先生方のお話ばかりで、私はほとんど出る幕はなくて、ただ聞いているだけというような感じでございました。

いろいろな秋吉台の保存といいますか、それこそ先ほどの話ともかぶりますが、基本的に、まずはそういう現状といいますか、秋吉台にある現状と問題点などを先生方がどんどんあぶり出していかれて、それを整理されていかれておられたものだと思います。

その中で、いろいろ思うこともあったので、後ほど質問のほうはさせていただきますが、まずは、この特別天然記念物秋吉台保存活用計画の概要についてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、猶野議員の特別天然記念物秋吉台保存活用計画の概要についての御質問にお答えをいたします。

特別天然記念物秋吉台保存活用計画については、特別天然記念物秋吉台の本質的な価値を整理するとともに、現状と課題を認識し、その課題に対応するため、保存、活用、整備、運営体制等を地域社会総がかりで進めることを目的として、平成29年度から5か年計画で進めている事業であり、今年度末には計画書が完成をいたします。

本計画策定による効果としましては、秋吉台の指定範囲を保護する区域と積極的に活用する区域に分けた上で、それぞれの区域での取扱いを定めることにより、貴重な文化財である秋吉台の保存と活用、整備及び観光等の取組を計画的かつ総合的に推進することが期待でき、取組にあたっては、国からの助言等を受けやすくなります。

また、本計画が文化庁の基準を満たした保存活用計画として認定を受けた場合、文化財保護法に係る現状変更等の申請行為手続が簡易になるものもあり、行為者の事務負担が軽減されるとともに、行政事務の効率化も期待できるところであります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 概要についての御紹介をいただきました。

今ちょうど、この計画が文書化されていって、まとめられている最中なんですけど、そのときに、途中、内部で見ておりますので、いろいろ思うところもあるんですが、基本、先生方がいらっしゃるので、私が細かいことを言うことはないんですが。

やはり大きな計画は今できておるんですが、今の美祢市で、ちゃんとこの計画を達成できるのかどうかという根本的な心配を持っております。

実際、会議の中にも少し発言はさせていただいておるんですが、実際、美祢市という2万人ちょっとの人口の小さな市ですね。小さな市が、秋吉台という大きな、日本を代表するような自然遺産を持っている。これを管理して守っていくというには、正直、何か最近、荷が重いんじゃないかという正直な感想がございます。

秋芳洞に関しても入洞者数が振るわないと、特にコロナがありましたので。

先日の市長の議案説明のときに、観光会計のほうは、当年度の純損失が1億2,500万円余りに達するという報告がございました。コロナの影響でということは重々承知してはるんですが、このコロナに入る前から、入洞者数といいますか、秋芳洞から美祢市が得る利益というのはずっと減ってきている、減少傾向であったのは間違いないと思います。

秋芳洞という1つの打ち出の小づちといいますか、これがあるから、お金の儲からない管理、自然をちゃんと守っていくという、これが多分、昔、秋芳町、美東町が管理していた時代から多分、そこら辺があったからこそ続けてくることができたんだと思うんですね。

その辺りの根本的なものが、今弱くなってきたという状況について——おいて、かつ、まちも人口が減ってきて、その中で観光業もなかなか振るわないという中において、美祢市単独で今つくっているこの計画が、本当に達成できるんだろうかという根本的な心配ですね、そういうのを感じています。

そこで、自分たちだけでできないのであれば、国定公園は、基本的に県が管轄でございまして。当然、この会議でも文化庁の方も顔を出しておられます。当然、国も無関係というわけではございません。

ですので、美祢市だけが重い荷をかるうだけではなくて、どこかのタイミングで、国・県とも役割の分担を改めて考えなければいけないのではないかという思いを個人的に持っております。

典型的なのが山焼きなんですね。山焼きも秋吉台の環境を守るためには必要なも

のでございますが、これだけ人口が減ってくる中で、秋吉台、美祢市は多くの人とお金をかけております。それで賄えない分は、ボランティアの皆さん方に手伝っていただいているという状況です。

そのときに、県がどのぐらい美祢市にお金を出してくれてるかっていうことになると、私ども議員が見える範囲内ですと100万円ちょっとですね。話によると、別な山焼きの委員会というか、そちらのほうに迂回して入っているという話は聞きますが、私ども議員からは、実際に見えません。見えないということは、市民からも見えないということです。県は一体何をしてくれてるのかと、本来なら、国定公園の管理はもっと責任を持ってやるべきじゃないのかと、そういう思いもございます。

そこで、市、執行部に問いたいところは、改めまして、国、県との役割分担について、真剣に考えなければいけないのではないかと思うのですが、その辺り、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、猶野議員の計画実現に向けた国、県との役割分担についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、山焼きは、草原として維持管理することはもちろんであります。美祢市を代表する重要な観光行事でもあります。

しかしながら、午前中の御質問の中にもありましたとおり、その準備や実施にしましては、人口が減少する中で、費用も含め、年々負担が大きくなっているのは事実でございます。

山焼きは1つの事案であります。こうした状況も踏まえた上で、本計画の運営・体制整備に関する記述の中で「国・県との連携を図り、適宜相談し、指導助言を得られるようにするとともに、調査や整備などの財政支援の確保に努める」としてしております。

また、本計画の策定に関しまして、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、文化庁及び山口県の方にもオブザーバーとして積極的に関わっていただいているところであり、策定後の進捗管理にも引き続き関わっていただき、そうした課題についての共有、それから、どのように山口県、あるいは日本を代表する秋吉台を守っていくのかということについても、しっかりと議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 今、教育長のお話で、調査や整備などの財政支援の確保に努めると。多分報告書の中にも——なかなかあれなんですよ、国や県を前にすると、このぐらいの表現が、公的文書するのが精いっぱいなんだろうなというところは分かります。

だから、そのときに、そういうために、多分私のような立場の人間が必要になってくるんだと思うので、今ここで言わせていただいているところもあるんですが。

何が大事かといいますと、やっぱり秋吉台・秋芳洞を含めて、この地域の自然遺産をいかにして守っていくか。当然、これは美祢市だけの財産ではありません。国の財産です。そこを守っていくことが第一でございますので、そのためにはどうしたらいいのかというようなところからずっと話をぜひ詰めていっていただきたい。でないと、どこかでギブアップしかねない。そうなってからでは遅いので、こういう公の場で、美祢市の規模では本当に大変なんだよということを知っていただきたいということで、私も当日の委員会の中では、後ろに県の方や文化庁の方がいらっしゃるのを考えながらお話をさせていただいているところでございます。

ぜひとも、この辺りを酌み取っていただいて、市民の目に見える、こういうところで、ぜひとも大きい組織の皆様方の御協力を仰ぎたいというのが正直なところでございますので、執行部の皆さん方もその辺りのことは、多分言っているとは思いますが、続けて、ぜひとも言っていただきたいと。

長くこの自然を守っていくという1つのアプローチ、先ほどの1個目の質問のアプローチも大事ですけど、こういう予算は、ちゃんと人、物、金がないと自然保護ができないということをちゃんと理解しながら、この辺りの自然保護を進めていただければなという思いでございます。

では、続きまして、次に、他の外の組織との役割分担というお話を今させていただいたんですが、次に、ちょっと懸念する部分は、内的なものです。内部的なところで、今の形でもいいのかどうかという思いを委員に参加しているときに思ったので、今日言わせていただくんですが。

この計画では、計画を実行するために、組織を新たにつくっていくという話に今なっていると思うんですが。今の計画ですと、ほとんどが文化財保護課でやっ

ていくというような計画だと思うんですね。言っただけなんです、文化財保護課だけで、この大きな計画ができるのかっていうのが正直な思いです。

秋芳洞・秋吉台というのは、当然、文化財保護課が管理という面では、大きな役割をやっておりますが、当然、観光課も含めて、農林課もそうですね、山焼きだったら農林課、いろいろな部署がそれぞれ関わりながら秋吉台の維持管理、また、歩を進めているものだと思っております。

なのに、この計画自体を見ると、主体は文化財保護課だけ——だけではないんですが、主体ということなので、これこそ先ほどの話ですけど、ちょっと荷が重いのではないかと、もうちょっとやっぱり連携が必要ではないのか、内部的な話で。

秋吉台関連でいいますと、まず、ジオパークなんかそうなんです、あるときは観光課が担当なときもあったり、で、あるときから、今度は教育委員会にいたりとか。こうやって、担当、所管が行ったり来たりするようなことがあったと思います。

私に関わっているので、ジオパークマラソンっていうのがあるんですが、これも教育委員会が担当だったり、観光課が担当だったり、これも行ったり来たり。

何ていいますか、それだけ似たような仕事を別の課にまたがってやっているとというのが実態だと思います。それらが、本当に効率的に動いているのか。

部長クラスで、多分分かれてるんですね。例えば、観光商工部の部長の下に、ジオも今のマラソンも全部あるんならいいですけど、部長クラスで分かれちゃっているので、文化が違いますよね。それは、国で、文科省と国土交通省とか、そういうので、どうしても縦割りになるのは理解できるんですが、実際、この秋吉台・秋芳洞を管理していくという、この現場のことを考えると、今の組織でいいのかと、もっと組織横断型の組織があれば、もっとスムーズに活動できるのになという思いがございます。

以前、何度となく、こういう組織横断型の組織をつくれればいいのかという検討されたのは、秋芳洞・秋吉台近辺では、何年かに1回、出ては消え、出ては消え、秋芳町時代から御存じの教育長ならよく御存じだと思うんですが。この縦割りをなくして、横の風通しをよくして、1つの秋吉台を管理する何かができれば、そうすれば、どこかの部署が負担が偏るのではなく、もっと合理的に、その職務ができるのではないかと。

具体的なものは、私が今あれこれ言うことはないですが、ぜひともこの辺りを内部的なもので御検討いただければなど。今のままでは、何年かに1回、いろんなものが観光課と教育委員会でキャッチボールされるような状況では駄目だろうなど。

特に今回、ちゃんとした計画は今つくられるわけですから、この計画をつくられるときに、ぜひとも、その青写真の中に、その理想となるものの答えをぜひ載せていただきたいと。

どういう形になるかは、外部の私がとやかくは言いません。内部で御検討いただければなどという思いがあるんですが、その辺り、執行部のほうでどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（竹岡昌治君） ちょっとここで申し訳ないんですが、5分間ほど休憩させていただきます。

午後3時47分休憩

午後3時51分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。猶野議員、大変失礼しました。中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 猶野議員の御質問にお答えをしたいと思います。

ジオパーク推進課について今お話をいただきましたけれども、当初は、地域——総合政策部からスタートし、教育委員会の所管になり、それから観光のほうに移動になり、そしてまた教育委員会に、今所管をさせていただいているところでございます。

今まで、この2本の照明植生の対策と、それから、秋吉台保存活用計画について御質問いただき、答弁をさせていただきましたけれども、ジオパーク推進課の目指すSDGsの中での持続可能な開発、それから当然、自然を対象とした観光地である美祢市の秋吉台・秋芳洞においても、守っていくということがまず第一義的にやっていかなければいけないことということで、ジオパーク推進課と文化財の中で、そうした保全と活用の基本をきちんと示した上で、委員会の中で、委員の方からも、行政は縦割りだから、なかなか大変だねっていうふうな御意見もいただいたところでございますけれども。

私としては、ぜひ、保全と活用を所管するそれぞれの部署が連携をきちんと図っ

た上で、保全と活用をしながら、持続可能な地域づくりをしていくということがとても重要だというふうに思っております。現在のジオパーク推進課の取組と文化財保護課の取組をベースに、さらなる地域振興につながるようにという思いであります。ただし、私には組織編成権はございませんので、それを大きな念願として、今一生懸命、目の前の課題について取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 猶野議員の御質問にお答えいたします。

組織編成に係ることでございますので、私から答弁させていただきたいと思えます。

確かに、言われるように、多岐にまたがる部分というのが非常に多いのが実情でございます。

この秋吉台に関しましても、自然公園法ですから、国土交通省も絡み、また環境省も絡み、あとまた農林水産省も絡むということでございます。

したがって、まずは、これについては、保存活用計画を策定した部署で、まずはしっかり取り組んでいって、その後、時代の変化もあります。また、どこに力を入れるべきかということもあります。これは、まずは——そして、関係部署と連携をまずは図りながら、文化財保護課を中心に、秋吉台の保全、また活用について、進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしろ、もう立ち位置、立ち位置で関係部署が変わるということはないんですけど、いろんなところが関係してくることが多うございますので、とにかく庁内での連携体制をきちんと整えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 確かに、今すぐという——御検討いただければと思います。

今言われた、確かに、最初総務のほうからって言う——ああそうだったと思って、やはりこういう、いろいろ1つの事業が渡り歩くというのは、やはりよくないことかなと。

それと、1つ思ったのが、キーワードが、美祢市においては、やっぱりジオパークなんだろうと思うんですね。ジオパークという1つの旗が今ありますので、そこを基

本とした組織的なものが編成することができればなという思いも少し。

美祢市は、ほかの市町と違って、そういう旗を独自で持っておりますので、その辺りが全てのもののみ込むにはいいのかなという、個人的な見解でございます。

内部的に、ぜひ、いろいろな可能性を検討していただきまして、スムーズな今回できる計画、またその次に、また新たなものがいろいろできてくると思いますので、それらをスムーズに実現させていくための組織づくりをぜひとも御検討いただければと思います。

それでは、以上において、私の質問を閉じさせていただきます。本日はありがとうございました。

〔猶野智和君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、本日予定された一般質問は終了いたします。なお、残余の一般質問につきましては、明日と明後日に行いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。大変皆様お疲れさまでございました。

午後 3 時 58 分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月1日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃